

男女ハートフル 共生プラン

～茂原市男女共同参画計画(第3次)～



平成28年3月
茂原市

はじめに

今日、わが国は、少子高齢化が過去に例を見ないほどのスピードで進展し、また、市民生活を取り巻く社会経済環境は目まぐるしく変化しています。労働形態や家族形態も様変わりし、個々のライフスタイル・価値観も多様化しています。

このような中、男性も女性もお互いを尊重し合い、一人ひとりが性別にかかわらず責任と喜びを分かち合う「男女共同参画社会」の実現は、わが国における最重要課題の一つであります。また、4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性のこれまで以上の活躍が期待されているところです。

本市では、平成16年に「茂原市男女共同参画計画（第1次）」を、平成23年には第2次計画を策定し、男女共同参画施策の推進に取り組んでまいりました。

計画の進行管理にあたっては、毎年度、事業の進捗状況について、担当課による1次評価、庁内組織による2次評価を実施し、平成25年度より、市議会・各団体の代表及び公募市民で構成される「茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会」による3次評価を取り入れました。評価結果につきましては、翌年度の事業に反映し、男女共同参画施策の効果的な推進につなげております。

本市では、これまでの取り組みの成果を把握するために平成25年度に実施しました「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」の調査結果とこれまでの実績を踏まえ、ここに「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第3次）～」を策定いたしました。

この第3次計画では、1次計画・2次計画を引き継ぎ、基本理念を「女性と男性が、互いを理解し、協力し合うこと」とし、すべての人が、職場・地域社会・学校・家庭などのさまざまな分野において、心豊かに個性と能力を発揮でき、充実した人生を送ることができるよう、市民ニーズやライフスタイルの変化も踏まえ、新しい施策も盛り込みました。

男女共同参画社会の実現は、行政だけでなし得るものではありません。市民、企業及び各団体等が一体となって取り組むことが不可欠ですので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定に際し貴重なご意見・ご提言をいただきました「茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会」の委員の皆様をはじめ、市民意識調査等にご協力いただきました多くの皆様に心から御礼を申し上げます。

平成28年3月

茂原市長 田中豊彦



目次

はじめに	1
目次	2
第1章 計画策定の背景	5
1. 社会情勢の変化	6
(1) 日本社会全体における状況の変化	6
(2) 少子高齢化の進行	6
(3) 生活を取り巻く状況と男性の仕事	8
(4) 東日本大震災の経験から得た教訓	8
(5) 女性に対する暴力をめぐる状況	9
2. 国・県・市の動き	9
(1) 国における取り組み	9
(2) 千葉県における取り組み	10
(3) 茂原市における取り組み	11
第2章 計画の基本的考え方	13
1. 計画策定の趣旨	14
2. 計画の性格	14
3. 計画の期間	14
4. 計画の愛称	15
5. 計画の基本理念	15
6. 計画の基本目標	16
第3章 施策の体系	17
第4章 計画の内容	19
基本目標Ⅰ 人権の尊重	20
主要課題1 人権尊重意識の啓発	20
主要課題2 男女平等の意識づくり	24
主要課題3 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	27
基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶	29
主要課題1 暴力の防止と被害者支援の充実	30

基本目標Ⅲ 様々な分野における男女共同参画	32
主要課題1 政策・方針決定過程における男女共同参画	34
主要課題2 地域社会における男女共同参画	36
基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	37
主要課題1 家庭における男女共同参画	39
主要課題2 労働の場における男女共同参画	44
基本目標Ⅴ 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり	48
主要課題1 安心して活動できる環境の整備	50
主要課題2 健やかに安心して暮らせる環境の整備	53
第5章 計画の推進	55
(1) 推進体制の整備	56
(2) 関係機関との連携	56
(3) 調査研究・情報提供の充実	56
指標の一覧	57
参考資料	61
(1) 茂原市男女共同参画計画（第3次）の策定経過	62
(2) 茂原市男女共同参画社会づくり施策への提言	64
(3) 茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会設置要綱	67
(4) 茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会設置要綱	69
(5) 男女共同参画社会づくり推進施策の歩み（国際婦人年以降）	71
(6) 男女共同参画社会基本法	75
(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	79
(8) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	81

第1章 計画策定の背景

第1章 計画策定の背景

1. 社会情勢の変化

(1) 日本社会全体における状況の変化

我が国においては、少子高齢化の急速な進展により、人口は平成20年をピークに減少局面に入り、今後も急減していくと見込まれています。少子高齢化という人口構成の大きな変化やグローバル化による産業競争の激化などにより、経済社会の構造が変化し、非正規労働者の増大を始めとする雇用の不安定化、社会保障の持続可能性など、様々な課題が生じている中で、諸課題の解決に向けて、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。

人口減少が進む中、将来にわたって活力ある社会を維持するには、持続可能な地域社会を構築する必要がありますが、人口減少の問題は地域によって状況が異なっており、住民の意識も地域によって様々であることから、地域の実情に応じた取組が重要となっています。

(2) 少子高齢化の進行

平成26年（2014年）の我が国の合計特殊出生率¹は1.42で、現在の人口を維持するために必要とされる人口置換水準2.07を大きく下回っています。

千葉県では1.32と全国よりも低い状況であり、本市においては1.28と全国及び千葉県を下回っており、確実に少子化が進行していることがわかります。（図1）

〈合計特殊出生率〉

年 度	22年	23年	24年	25年	26年
全 国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42
千 葉 県	1.34	1.31	1.31	1.33	1.32
茂 原 市	1.31	1.27	1.34	1.25	1.28

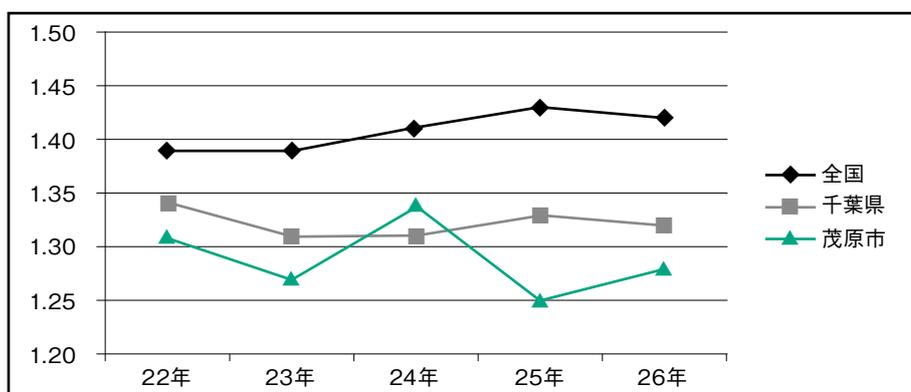


図1 厚生労働省「合計特殊出生率について」及び千葉県「市町村別5歳階級合計特殊出生率」より

¹合計特殊出生率 「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

一方、全人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率については、平成26年(2014年)で25.9%と過去最高となっており、我が国は国民の約4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えていることを示しています。

千葉県では23.8%と全国よりは下回っているものの、本市においては27.6%と全国及び千葉県を上回っています。(図2)

〈高齢化率〉

年 度	22年	23年	24年	25年	26年
全 国	23.0%	23.3%	24.1%	25.0%	25.9%
千 葉 県	20.5%	20.8%	21.7%	22.8%	23.8%
茂 原 市	23.2%	23.7%	24.9%	26.3%	27.6%

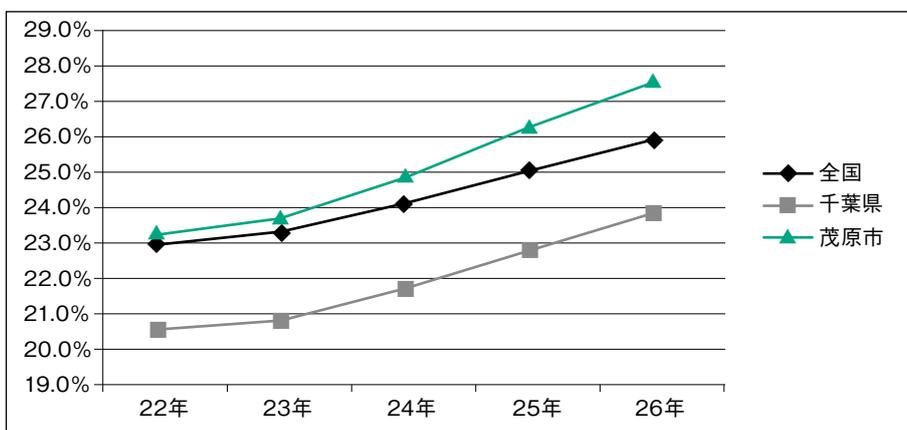


図2 千葉県「各都道府県高齢化率」「市町村別高齢者人口」より

今後は全国で高齢化率が大きく上昇し、平成37年(2025年)には、3人に1人以上が65歳以上となる見込みになっています。(図3)

少子化の主な原因は、晩婚化・非婚化に伴う生涯出産数の減少という直接的な原因に加えて、雇用形態の流動化による経済力の低下、固定的な性別役割分担意識²による仕事と生活の両立の難しさなどの要因による夫婦の出生力の低下であるといわれています。また、高齢化は少子化と密接な関係を持ち、子どもの数が減少することで、相対的に高齢者が増加していくことによって生じるといわれています。

少子高齢化が進行することにより、労働人口の減少や社会保障費の増大などのさまざまな問題が引き起こされ、男女ともに老後の生活に不安を感じざるを得ない状況となっています。

² **固定的な性別役割分担意識** 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」といった固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めてしまうこと。

【高齢化の推移と将来推計】

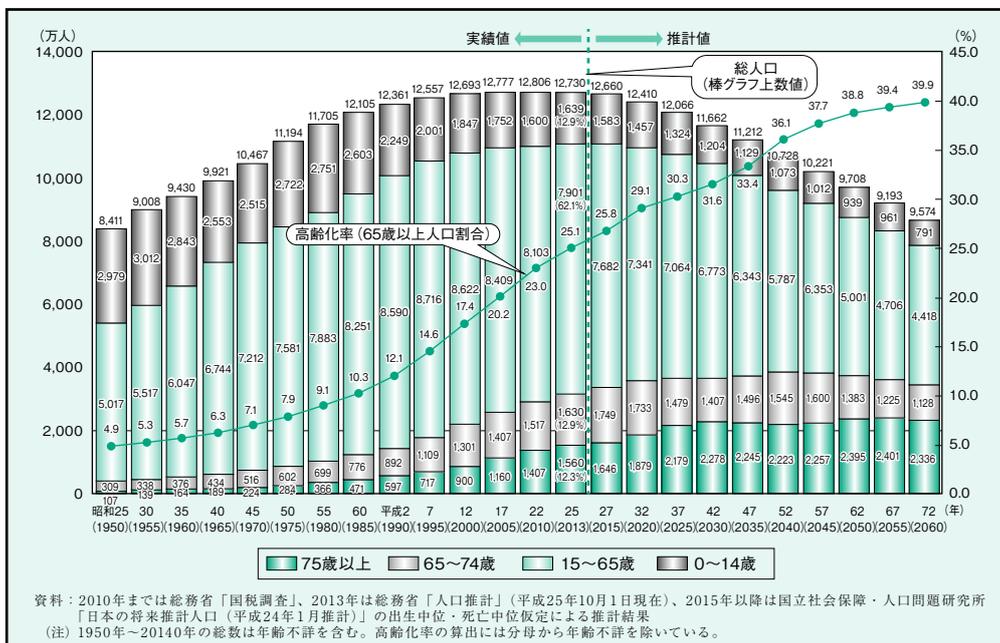


図3 内閣府「高齢社会白書」より

(3) 生活を取り巻く状況と男性の仕事

女性の就業率の高まり、女性のライフスタイルや世帯構造の変化など、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、女性の参画は実際には期待されるほどの成果を得られていないのが現状です。その大きな原因として、依然として残る「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識、男女の能力や適性に関する固定的な見方や様々な社会制度・慣行があります。特に、長時間労働は、子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、結果として女性が仕事と生活を両立することを難しくしていると同時に、自己啓発や地域コミュニティへの参加、本人の健康保持などを含めた、男性自身の仕事と生活の調和の実現も阻害する要因になっています。

(4) 東日本大震災の経験から得た教訓

東日本大震災では、被災地において、救助・救援、医療、消火活動及び復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しました。一方で、物資の備蓄・提供や避難所の運営等において女性の視点に立った対応が十分ではなかったなど、様々な課題が明らかになりました。それらの経験から、そもそも防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画が不可欠であること、災害対応における男女共同参画の視点が重要であることや、それらの実現のためには、多様な主体による平時からの連携が重要であることが改めて認識されました。

(5) 女性に対する暴力をめぐる状況

配偶者等からの暴力、性犯罪等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要があります。

2. 国・県・市の動き

(1) 国における取り組み

■国際的な動きに対応した女性の地位向上と男女平等への取り組み

我が国において、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」以降、国際的な動きに対応するため、女性の地位向上と男女平等の実現を目指す取り組みが活発化し、1977年（昭和52年）には、世界行動計画を受けて我が国初の「国内行動計画」が策定されました。その後、国籍法の改正や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」の制定など男女平等に関する法律、制度の整備が進められ、1985年（昭和60年）に女子差別撤廃条約を批准しました。

■男女共同参画基本法の制定と法制度の整備

1999年（平成11年）には「男女雇用機会均等法」及び「労働基準法」の一部改正法が施行されました。また、男女共同参画の形成についての基本理念を明らかにするとともに、国、地方公共団体、国民の責務を定めた「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」）が成立、施行され、これに基づき2000年（平成12年）に「男女共同参画基本計画」が策定されました。国連が採択した「ミレニアム開発目標」³を踏まえて2005年（平成17年）に第2次基本計画が策定され、さらに2009年（平成21年）に計画全体の見直しが行われ、2010年（平成22年）12月に第3次基本計画が閣議決定されました。

■第3次男女共同参画基本計画（平成22年～平成27年）

第3次計画においては、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点を強

³ミレニアム開発目標

2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットにて採択された国連ミレニアム宣言と、1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたものであり、8つの目標のうちのひとつに「ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上」が含まれる。

調し、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）⁴を始めとする様々な取り組みが進められてきました。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

現在、社会全体で女性活躍の動きが拡大し、日本社会は大きく変わり始めています。特に、指導的地位への女性の参画促進に向けては、2015年（平成27年）8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立しました。加えて、女性の活躍推進に向けた基盤である、男性の家事・育児等への参画に向けた取組や非正規労働対策、さらには、ひとり親家庭など困難を抱える女性に対する支援、配偶者暴力など女性に対する暴力の予防と根絶などについても、取組が進められてきました。

■第4次男女共同参画基本計画の策定

2015年（平成27年）に期間を5年間とする第4次計画が策定されました。

＜第4次男女共同参画基本計画の目指すべき社会＞

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

（2）千葉県における取り組み

■体制の整備と計画の策定

2000年（平成12年）には県庁内に推進組織である「千葉県男女共同参画推進本部」及び担当部署である「男女共同参画課」が設置されました。

2001年（平成13年）には基本法を受けて「千葉県男女共同参画計画」を策定し、2006年（平成18年）には第2次計画が策定されました。また、同年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法⁵」という。）の改正に基づく「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」が策定されました。

2011年（平成23年）には第3次千葉県男女共同参画計画が策定されました。

2016年（平成28年）には第4次千葉県男女共同参画計画が策定されました。

⁴ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が対等な構成員として自らの意思によって社会における活動に参画するとき、男女間の格差を改善するために男女のどちらかに機会を積極的に提供すること。「Affirmative Action」（肯定的措置）と「Positive Discrimination」（肯定的差別）を融合した和製英語。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

(3) 茂原市における取り組み

■国・県の動きに対応した取り組みと市の男女共同参画計画の策定及び事業評価

本市では、2002年（平成14年）に男女共同参画社会づくりを総合的・計画的に推進するため、市議会議員、学識経験者、市内関係団体の代表及び一般公募による市民代表の委員から構成される「茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会（以下、「懇話会」という。）」を設置するとともに市役所内の推進体制として「茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会（以下、「推進委員会」という。）」を設置しました。

2004年（平成16年）3月に懇話会の提言をもとに、市は「茂原市男女共同参画計画（第1次計画）」を策定し、2011年（平成23年）3月には、「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第2次）～（以下、「第2次計画」という。）」を策定しました。

2013年（平成25年）4月に懇話会は、「茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会」と名称を変更し、第2次計画に掲載された平成24年度の事業評価を行い、以降、毎年前年度の事業評価を実施し、次年度の事業に反映させております。

本市では、市・推進委員会・協議会が一体となり「男性も女性もお互い人間として尊重し合い、一人ひとりが性別にかかわらず責任と喜びを分かち合う“男女共同参画社会”の実現」を目指しています。

⁵ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

「配偶者」とは男性、女性を問わず、事実婚や元配偶者も含まれる。離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合や生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も対象。

「暴力」とは身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力も含まれる。

第2章 計画の基本的考え方

第2章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

本市は、市民一人ひとりが性別に関わらず個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現を目指しており、2004年（平成16年）に第1次計画を、2011年（平成23年）に第2次計画を策定しました。

第2次計画の成果を引き継ぎ、本市の地域性や文化について十分に考慮し、市民の視点に立った2016年（平成28年）からの新たな市民共通の目標と行動の指針となる「第3次茂原市男女共同参画計画」を策定するものです。

2. 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき策定するものです。
- (2) この計画は、「茂原市まちづくり条例」第13条の規定に基づき策定するものです。
- (3) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けた基本目標、主要課題及び施策を示した第2次計画の成果を引き継ぎつつ、国・県の男女共同参画計画も踏まえるとともに、茂原市総合計画及びその他の行政計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会づくりを推進するものです。
- (4) この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づく本市の基本計画として位置づけるものとします。
- (5) この計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく本市の推進計画として位置づけるものとします。※該当部分に（推進計画関係）と表記
- (6) この計画は、男女共同参画社会の実現を図るため、全庁的に取り組むことはもとより、市民や企業等の理解と協力により、市として一体的に推進していくものです。

3. 計画の期間

この計画の期間は、2016年度（平成28年度）から2020年度（平成32年度）までの5年間とし、今後の社会情勢やニーズの変化に応じて随時見直しを行い、事業の効果的な推進を図ります。

4. 計画の愛称

第2次計画の策定にあたっては、市民の皆様に親しみを持っていただけるよう愛称を募集し、「男女ハートフル共生プラン」と決定しました。この愛称には「男女がお互いを思いやり、ともに支えあって生きていきましょう」という思いが込められています。第3次計画の策定にあたっては、第2次計画の成果及び基本的理念を踏襲することから、計画の名称は、「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画(第3次)～」とします。

5. 計画の基本理念

女性と男性が、互いを理解し、協力し合うこと

女性も男性も性別にとらわれることなくその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を形成していくためには、男女がお互いの人権を尊重し、協力し合うとともに、男女共同参画社会の実現に向けて自ら考え、自ら参加し、ともに創りあげていくという「共生」・「共創」*の精神を培っていくことが必要です。

市民や団体、企業と行政が手を携え、男女がともに喜びと責任を分かち合い、「すべての市民が住んで良かったと思える男女共同参画のまち茂原」を実現するために、「女性と男性が、互いを理解し、協力し合うこと」を理念に掲げ、男女共同参画社会づくりを推進します。

※「共生」と「共創」は、本市の基本構想におけるまちづくりを進めるにあたっての考え方です。

6. 計画の基本目標

- I 人権の尊重
- II あらゆる暴力の根絶
- III 様々な分野における男女共同参画
- IV ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）⁶の推進
- V 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり

第2次計画において掲げていた3つの基本目標を修正し、新たに2点を追加し5つの基本目標を掲げます。

■前計画からの主な変更点

「I 男女共同参画社会づくりに関する意識の定着」を「I 人権の尊重」に変更。
「II あらゆる分野における男女共同参画」を「III 様々な分野における男女共同参画」に変更。

新たに以下の2点を加える。

- II あらゆる暴力の根絶

この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく本市の基本計画として位置づけるものとし、「人権尊重意識の啓発」の中の具体的取り組みのひとつであったものを、基本目標のひとつとして掲げます。

- IV ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

男女がともに、仕事と家事・育児・介護等の家庭生活及びその他の活動のバランスを図り、仕事と生活の調和の取れたライフスタイルを実現させるため、「あらゆる分野における男女共同参画」の中の具体的取り組みのひとつであったものを、基本目標のひとつとして掲げます。

⁶ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。平成19年12月に政府、地方公共団体、経済界、労働界の合意により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、現在、様々な取り組みが進められている。

第3章 施策の体系

基本理念

基本目標

主要課題

施策の方向

女性と男性が、互いを理解し、協力し合うこと
〜共生と共創〜

I 人権の尊重

1 人権尊重意識の啓発

- (1) 人権を守るための社会づくり
- (2) 相談体制の拡充

2 男女平等の意識づくり

- (1) 男女平等意識啓発の推進
- (2) 地域・家庭・職場における男女平等意識啓発の推進

3 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

- (1) 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

II あらゆる暴力の根絶

1 暴力の防止と被害者支援の充実

- (1) DV、虐待防止啓発の推進
- (2) 被害者に対する支援、相談の充実

III 様々な分野における男女共同参画

1 政策・方針決定過程における男女共同参画

- (1) 市政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- (2) 企業や団体における方針決定過程への男女共同参画の促進

2 地域社会における男女共同参画

- (1) 地域における男女共同参画の促進

IV ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

1 家庭における男女共同参画

- (1) 家庭生活における男女共同参画の促進
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 介護支援の充実

2 労働場における男女共同参画

- (1) ワーク・ライフ・バランス意識の浸透
- (2) 雇用機会の均等と職場環境の整備・改善
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進
- (4) 農業・自営業等における男女共同参画の促進

V 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり

1 安心して活動できる環境の整備

- (1) 高齢者・障害者施策の充実
- (2) 防災・防犯における男女共同参画の促進

2 健やかに安心して暮らせる環境の整備

- (1) 生涯を通じた健康支援
- (2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権の尊重

日本国憲法には個人の尊重や男女平等がうたわれ、この原則に基づき男女平等に関する様々な法制度が整備されてきました。

すべての国民は法の下に平等であり、「人権の尊重」は、男女共同参画の根底をなす基本理念です。

男女共同参画社会づくりを推進していくためには、男女を問わず個人の尊厳を重んじ、男女がともにひとりの人間として能力を発揮できるようにしていく必要があります。

社会生活の中で、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識をなくし、男女の人権が尊重される社会の実現に向けて取り組む必要があります。

主要課題	施策の方向	具体的取り組み	担当課
1 人権尊重意識の啓発	(1)人権を守るための社会づくり	1 人権に関する教育および意識啓発の推進	生活課
		2 職場におけるセクハラ・パワハラ等防止の促進(★)	商工観光課 企画政策課
		3 人権を守るための職員研修の実施および職員の研修参加機会の確保	職員課
	(2)相談体制の拡充	4 市民相談・人権相談に対する適切な対応	生活課
		5 児童・生徒の悩みに対する相談体制の充実	学校教育課
2 男女平等の意識づくり	(1)男女平等意識啓発の推進	6 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	企画政策課
		7 男女共同参画に関する意識啓発	企画政策課
		8 男女共同参画に関する市職員研修の実施	職員課
		9 男女共同参画の視点による表現ガイドラインの周知	企画政策課
	(2)地域・家庭・職場における男女平等意識啓発の推進	10 男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催	生涯学習課
		再 6 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	企画政策課
3 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	(1)保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進	12 乳幼児・児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重・男女平等に関する保育・教育の推進	子育て支援課 学校教育課
		13 教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施	子育て支援課 学校教育課
		14 個性を生かした性別にとらわれない進路指導の推進	学校教育課
		15 学校における国際理解教育の推進	学校教育課

※「再」は再掲の意

★は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

主要課題 1 人権尊重意識の啓発

女性と男性が互いの人権を尊重し合いながら責任を分かち合い、ともに社会参画していくためには、男女共同参画に関する理解と認識を深め、市民一人ひとりが人権尊重意識を持つことが重要です。

また、セクハラ⁷等のハラスメントは、人権を侵害する重大な問題であり決して許されるものではありません。

「平成 25 年度意識調査」の結果を見ると、セクハラが起こる原因として、「モラル

低下]、「不快さがわからない」、「対等と見ていない」という意見が多く挙がっています。
 (図 4)

社会の様々な場において、人権尊重意識の定着を図る必要があります。

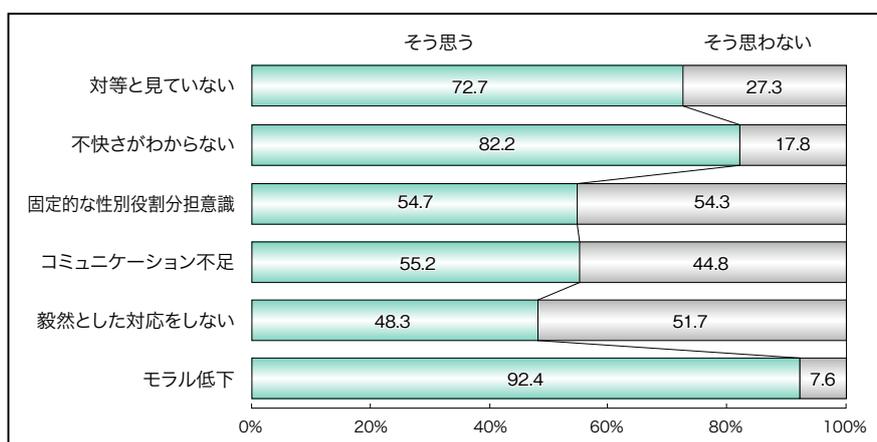


図 4 セクシュアル・ハラスメントが起こる原因は何だと思いますか。
 (平成 25 年度市民意識調査より)

⁷ セクハラ (セクシュアル・ハラスメント)

セクシュアル・ハラスメントの略で、継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員と利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るもの。

【施策の方向】

(1) 人権を守るための社会づくり

男女共同参画の視点に立って人権尊重意識の啓発及びセクハラ・パワハラ等の防止に努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
1	人権に関する教育および意識啓発の推進 人権擁護委員による街頭啓発活動を行うとともに、小学校において人権教室を開催し、他人への思いやりやいたわりの大切さなどを伝えます。また、小・中学生には人権に関する作品づくりを通じ豊かな人権感覚を身に付けてもらうとともに、児童生徒の作品展示を通して市民の人権尊重意識の啓発に努めます。	生活課
2	職場におけるセクハラ・パワハラ⁸等防止の促進(★) 職場におけるセクハラ等防止について茂原商工会議所等の関係機関に要請するとともに、千葉労働局雇用均等室や千葉県男女共同参画センターなどの相談窓口について、情報提供を行います。また、市内事業所に対し、セクハラ等防止のための講座・研修等への参加を促進します。	商工観光課 企画政策課
3	人権を守るための職員研修の実施および職員の研修参加機会の確保 あらゆる人権問題について、職員の人権意識の高揚を図る研修を実施するとともに、関係機関で実施される研修への参加を促進します。	職員課
指標	市職員を対象とした人権に関する研修の実施・参加	5回以上(年1回以上)

★は女性活躍推進法に基づく推進計画関係



⁸ パワハラ (パワー・ハラスメント)

パワー・ハラスメントの略で、職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいう。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもある。

【施策の方向】

(2) 相談体制の拡充

セクハラ・パワハラを含むあらゆる人権侵害を根絶するため、人権侵害に関する相談の充実などに努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
4	市民相談・人権相談に対する適切な対応 市民から寄せられる相談は、年々増加するとともにその内容も複雑多様化していることから、人権相談をはじめとする各種相談について、関係各課及び国・県とも連携を図りながら、より迅速かつ適切に相談内容の解決に向けた取り組みの強化に努めます。	生活課
5	児童・生徒の悩みに対する相談体制の充実 スクールカウンセラー（県事業）や心の教室相談員の配置により、学校内における児童・生徒の悩みに対する相談体制について、男女共同参画の視点に配慮しながら整備充実を図ります。また、中学校は、学校の状況と要望をふまえながら、毎年連続して同性のカウンセラーとならないように努めます。	学校教育課
指標	スクールカウンセラー配置校 心の教室相談員配置校	10校 4校



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

主要課題2 男女平等の意識づくり

平成 25 年度の意識調査の結果を見ると、「男は仕事、女は家庭」という考え方にどう思うかという質問に対して、「そう思う」と回答した人の割合は、平成 20 年、平成 14 年度と比較して減少してきており、男女共同参画に関する意識が徐々に浸透してきています。(図 5)

家庭における男女平等意識については、平成 20 年、平成 25 年と比較すると「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」は減少し、「平等」が増加してきてはいますが、全体的に見ると男性の優遇感が根強く残っていると言えます。(図 6)

家庭、地域、職場においても、男女が対等な社会の構成員であることを再認識し、さまざまな活動が男女共同参画の視点に立って展開される必要があります。

長い時間をかけてつくられた固定的な性別役割分担意識を払拭し、家庭や地域において男女共同参画社会づくりに関する意識の定着を図る必要があります。

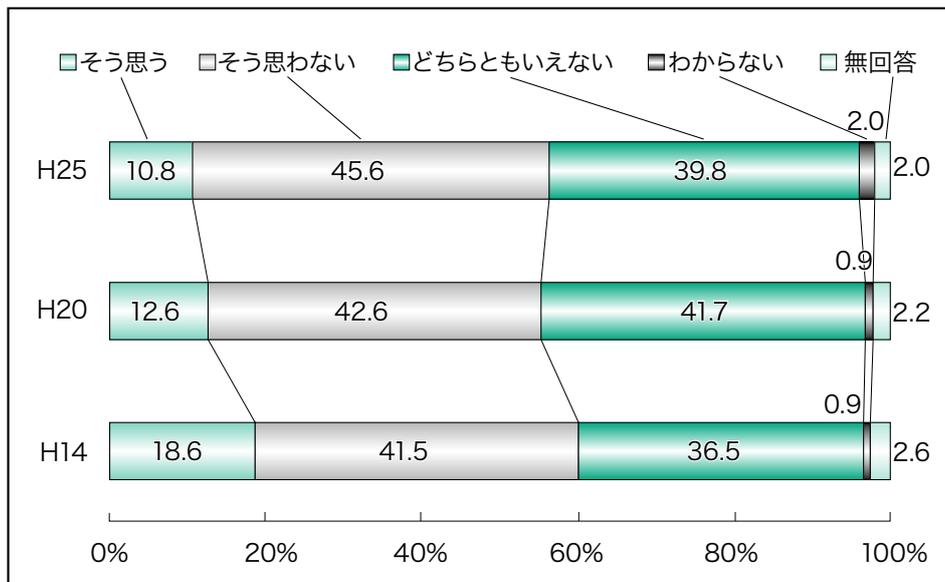


図 5 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。
(平成 25 年度、平成 20 年度、平成 14 年度市民意識調査より)

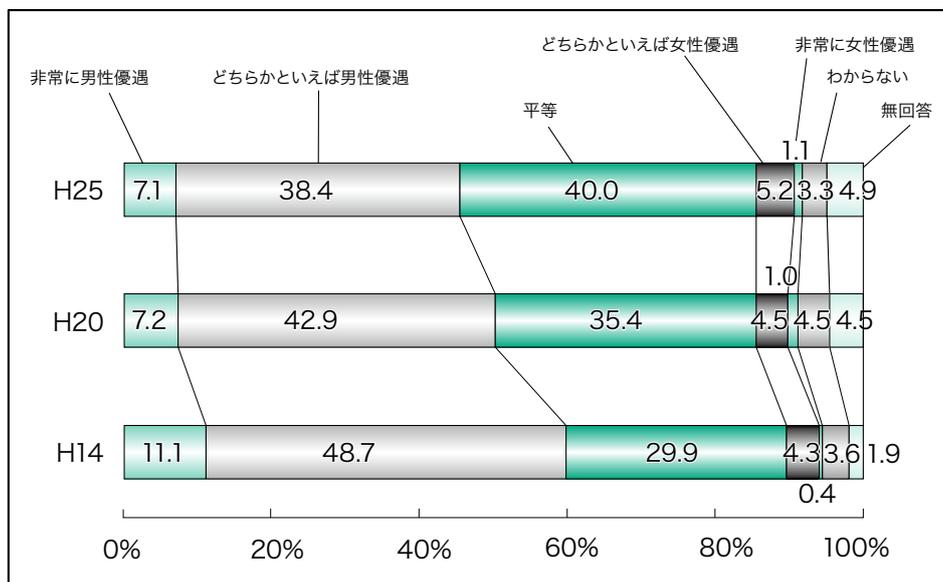


図6 家庭で男女の地位が平等になっていると思いますか。
(平成25年度、平成20年度、平成14年度市民意識調査より)

【施策の方向】

(1) 男女平等意識啓発の推進

男女平等意識の啓発に努めます。また、表現に関するガイドラインについて、メディア・リテラシー⁹の観点も踏まえ、市の刊行物の作成等あらゆる場面においてその遵守に努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課	
6	男女共同参画に関する講演会や講座などの開催 男女共同参画に関する意識啓発、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進などをテーマとした講演会や講座等を開催するとともに、県や関係各課との連携を図り、市民に対する意識啓発を図ります。 講演会や講座の開催にあたっては、開催日時やテーマ・託児などに配慮し多くの方に参加していただけるよう努めます。	企画政策課	
指標	講演会の開催回数		5回以上（年1回以上）
	参加者数		500人以上（年100人以上）

⁹ メディア・リテラシー

情報を主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力。

事業番号	具体的取り組み	担当課
7	男女共同参画に関する意識啓発 男女共同参画に関する意識啓発のため、わかりやすく手にとっていただけるような情報紙やパンフレットを作成し、あらゆる機会に配布するとともに、広報・ホームページ等を活用して定期的な情報発信に努めます。	企画政策課
指標	作成・配布枚数 30,000部(年6,000部)	
8	男女共同参画に関する市職員研修の実施 階層別職員研修のテーマに取り入れて男女共同参画の意識の啓発と理解の充実を図ります。	職員課
指標	市職員対象の男女共同参画に関する研修の実施 5回以上(年1回以上)	
9	男女共同参画の視点による表現ガイドラインの周知 市の刊行物にとどまらず、すべての表現(文章・写真・イラスト等)において男女共同参画の視点によるガイドラインを遵守するよう、周知に努めます。また、内容についても、適宜見直しを図ります。	企画政策課
指標	表現ガイドラインに関する研修の実施 5回以上(年1回以上)	

(2) 地域・家庭・職場における男女平等意識啓発の推進

家庭内での男女平等意識の啓発を推進するため、学習機会の提供や相談の充実などに努めます。

男女平等に関する学習機会を提供するとともに、生涯学習の場などを利用し、男女平等意識の啓発に努めます。

また、自治会活動やボランティア活動などの地域活動における男女共同参画を促進するため、広報・啓発活動を実施します。

事業番号	具体的取り組み	担当課
10	男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催 集団学習の場を通して、家庭教育に対する家庭や地域の関心を高めるため、3歳児・就学前児童・幼稚園・小学校の保護者等を対象に、講演会・講習会・研修視察を開催し、男女平等の意識高揚を図ります。	生涯学習課
指標	家庭教育学級の開催 375回(年75回)	
指標	家庭教育学級の参加者 延べ14,000人以上(年2,800人以上)	
再	6 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	企画政策課
11	地域活動における男女共同参画の促進 自治会長連合会や社会福祉協議会と連携し、男女が共に地域活動に参画することの意義について理解を深めるようあらゆる機会を通じて意識啓発を図ります。	生活課

主要課題3 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

男女平等の意識づくりは、幼児期からの教育・しつけと深いかわりがあります。家庭でのしつけから学校教育・生涯学習の場に至るまで、女性も男性も個性を持つ自立した人間として、その個性と能力を育むことが必要です。

「平成 25 年度意識調査」の結果を見ると、学校教育において大切なこととして「男女平等の視点に立って、性別にとらわれず、一人ひとりの個性を育むような授業をする」と回答した方が最も多く、次いで「生活指導や進路指導において、男女の区別をなくす配慮をする」が多くなっています。(図 7)

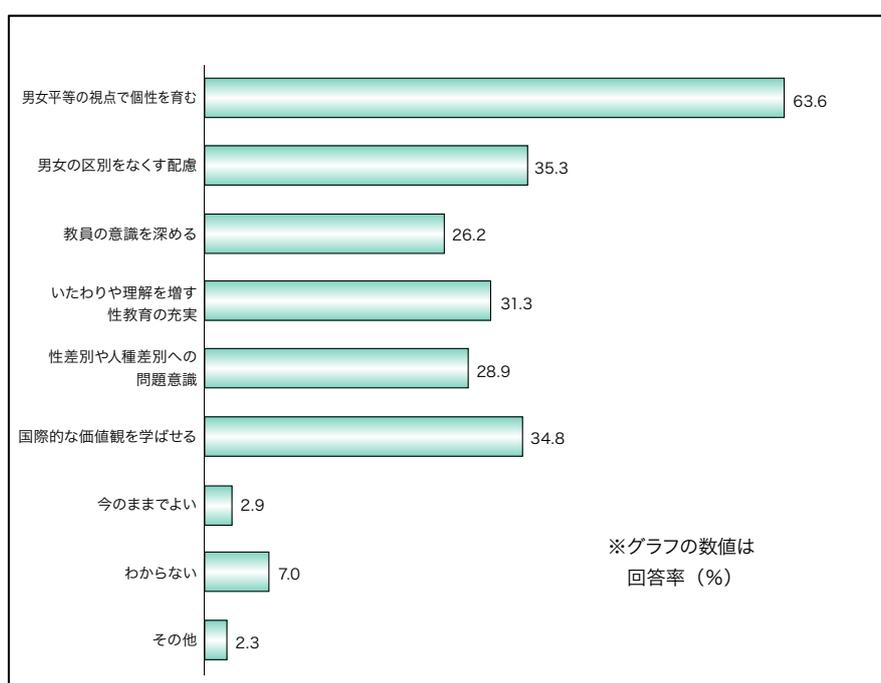


図 7 学校教育の中で男女平等の意識を深めるためには、何が大切だと思いますか。
(平成 25 年度市民意識調査より)



【施策の方向】

(1) 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

保育所・幼稚園および学校において、男女共同参画の視点に立ち、それぞれの発達段階にふさわしい人権尊重・男女平等教育を推進します。

また、教職員等に対する男女共同参画に関する意識のさらなる啓発を図ります。

事業番号	具体的取り組み	担当課
12	乳幼児・児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重・男女平等に関する保育・教育の推進 (保育所・幼稚園) 乳幼児の保育や幼児教育において、男女平等の視点に配慮した保育及び教育を実施し、男女平等の意識を高めていきます。 (小中学校) 児童・生徒の発達段階に応じ、社会科、技術・家庭科等の教科や道徳、特別活動および総合的な学習の時間での教育活動などを通じて、男女平等の意識を高める教育等を実施します。	子育て支援課 学校教育課
13	教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施 (保育所・幼稚園) 保育所・幼稚園に勤務する職員に対して、男女平等教育に関する内容を盛り込んだ研修を実施します。 (小中学校) 児童・生徒一人ひとりの個性を尊重し、固定的な性別役割分担意識を植え付けることのないよう、男女共同参画に関する教職員の研修を実施するとともに、関係機関で実施される研修への参加を促進します。	子育て支援課 学校教育課
指標	保育所・幼稚園職員を対象とした男女共同参画に関する研修の実施・参加	5回以上(年1回以上)
	教職員等を対象とした男女共同参画に関する研修の実施・参加	15回以上(年3回以上)
14	個性を生かした性別にとらわれない進路指導の推進 学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を図るとともに、教科書などの教材においても適切な配慮がなされるよう留意します。また、自立の意識を育む教育、一人ひとりの個性や能力を尊重し、園児・児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進します。 中学校においては、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路を選択できるような進路指導に努めます。	学校教育課
15	学校における国際理解教育の推進 男女ともに学生のうちから国際理解教育を受け、姉妹都市ソルズベリー市をはじめとする各国との交流を通じ、今後世界に羽ばたける人材を育成していきます。また、学校において多様な言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーション能力の向上を図ります。	学校教育課
指標	中学生海外派遣参加者数	155人(年31人)

基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶

暴力は、身体を傷つけるばかりでなく、個人の尊厳を踏みにじる決して許されない行為です。特に私たちの身近に起こりうるドメスティック・バイオレンス¹⁰（以下「DV」という。）や児童虐待、高齢者虐待等は、被害者の多くが誰にも相談できず、また家庭内で起こるため、発見の遅れにより被害が深刻化するといったことも課題となっています。

このため、あらゆる暴力をなくすための啓発運動の推進を図るとともに、早期発見に向けた関係機関との情報交換や連携体制の強化、被害者に対する支援や相談の充実に努めます。

主要課題	施策の方向	具体的取り組み	担当課
1 暴力の防止と被害者支援の充実	(1) DV、虐待防止啓発の推進	16 DVに関する相談窓口等の充実と周知徹底	子育て支援課 生活課 企画政策課
		17 相談員のDV等に関する相談技術の向上	子育て支援課
		18 DV防止に関する意識啓発	子育て支援課 企画政策課
		19 障害者（児）の虐待防止【新規】	障害福祉課
	(2) 被害者に対する支援、相談の充実	20 DV対策について関係機関との連携の強化	子育て支援課
		再 16 DVに関する相談窓口等の充実と周知徹底	子育て支援課 生活課 企画政策課
		21 DV被害者のプライバシーに配慮した対応	国保年金課
		22 DV被害者等における住民基本台帳等の閲覧等の制限【新規】	市民課

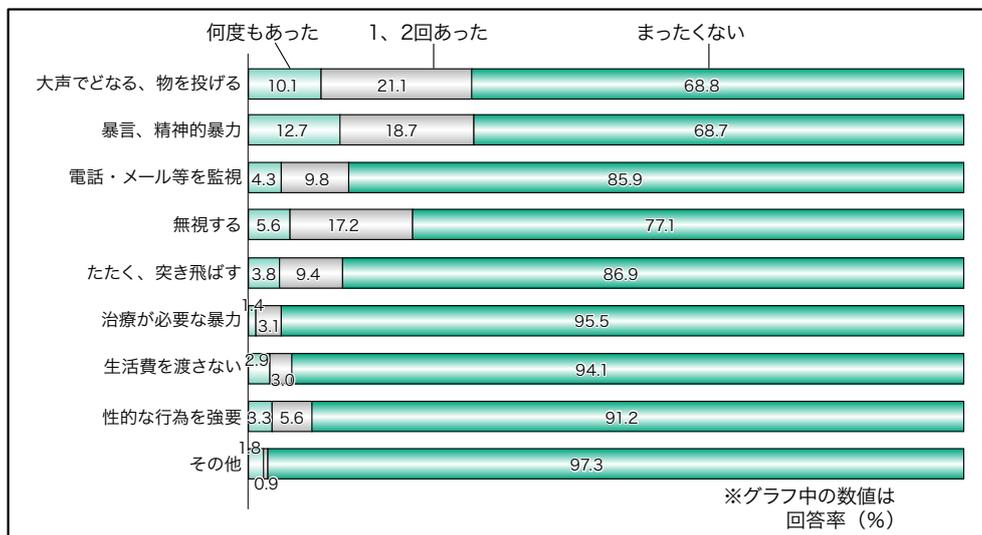


図 8 今までに、夫・妻・恋人などの親密な関係にあるパートナーから次のようなことを受けたことがありますか。（平成 25 年度市民意識調査より）

¹⁰ ドメスティック・バイオレンス（DV）

DV防止法第1条では、「配偶者からの暴力とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むもの」と定義されている。

主要課題 1 暴力の防止と被害者支援の充実

【施策の方向】

(1) DV、虐待防止啓発の推進

DVを根絶するための意識啓発やDVに対する相談の充実等に努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
16	DVに関する相談窓口等の充実と周知徹底 国・県等の関係機関、庁内の関係各課との連携により、被害者の保護や情報収集に努めます。また、家庭児童相談員を配置し、相談窓口の充実を図るとともに、広報もばらやホームページ、パンフレット、ポスター、啓発物資の配布等により周知を図ります。	子育て支援課 生活課 企画政策課
指標	相談窓口の周知・啓発回数	5回以上（年1回以上）
	DVカード配布枚数	2,500枚以上（年500枚以上）
17	相談員のDV等に関する相談技術の向上 被害者からの申出に対し迅速かつ適切に対応するため、国・県・関係機関等が開催する研修事業に積極的に参加し、相談員の資質や相談技術の向上を図ります。	子育て支援課
指標	DVに関する研修参加	10回以上（年2回以上）
18	DV防止に関する意識啓発 DVが人権侵害であるという観点から、女性に対する暴力を許さない社会づくりをテーマとした講演会等への参加を促進します。 また、若年層向けにデートDVに関する正しい理解を促進するための啓発に努めます。	子育て支援課 企画政策課
指標	女性に対する暴力をなくす運動の周知	5回以上（年1回以上）
19	障害者（児）の虐待防止【新規】 障害のある人が尊厳を保ち、安心して暮らしていけるよう、虐待に係る通報・届出の受理、相談・指導・援助を行います。また、障害者虐待の相談窓口及び通報義務について広報誌、パンフレット、ホームページを用いて周知します。	障害福祉課

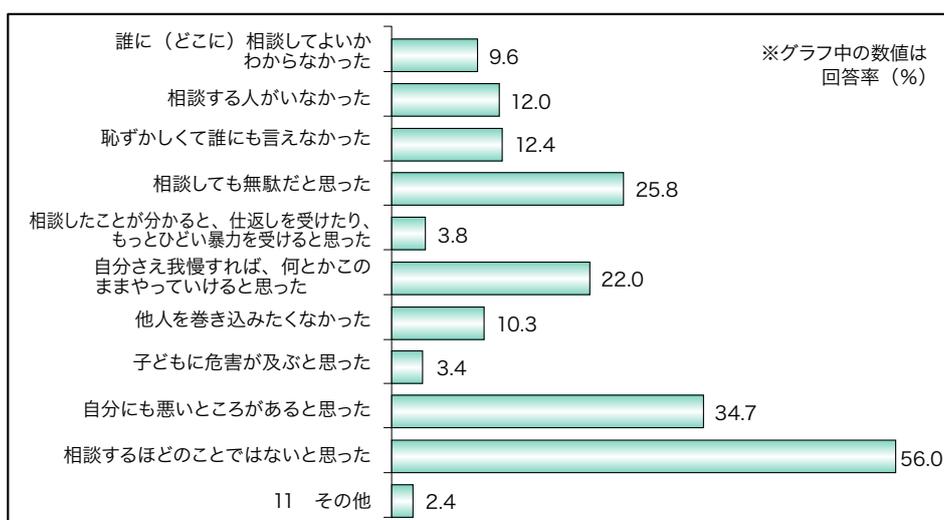


図9 誰（どこ）にも相談しなかったのは、なぜですか。
(平成25年度市民意識調査より)

【施策の方向】

(2) 被害者に対する支援、相談の充実

DV被害者支援のため関係機関との連携を強化し、情報の共有・情報漏洩の防止に努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
20	DV対策について関係機関との連携の強化 地域配偶者暴力相談支援センター（長生健康センター）、女性サポートセンター、警察、母子生活支援センター、中核地域支援センターなどの関係機関との連携を強化し、シェルター ¹¹ への避難など緊急的対応の充実を図ります。また、外国人や高齢者、障害者等のDV被害者の対応について、庁内連携体制の強化を図るとともに、情報の共有や漏洩防止に努めます。	子育て支援課
指標	DV等に関する庁内連携会議開催 5回以上（年1回以上）	
再	16 DVに関する相談窓口等の充実と周知徹底 国・県等の関係機関、庁内の関係各課との連携により、被害者の保護や情報収集に努めます。また、家庭児童相談員を配置し、相談窓口の充実を図るとともに、広報もばらやホームページ、パンフレット、ポスター、啓発物資の配布等により周知を図ります。	子育て支援課 生活課 企画政策課
21	DV被害者のプライバシーに配慮した対応 DV防止法に基づき、配偶者からの暴力を受けている被害者および子について、関係各課及び職員間の情報共有を図り、情報漏洩等のないよう努めます。	国保年金課
22	DV被害者等における住民基本台帳等の閲覧等の制限【新規】 DV被害者等からの申出により、住民基本台帳等の閲覧・交付の制限を行います。関係各課にて支援情報を共有することで、個人情報の漏洩を防ぎます。	市民課

※「再」は再掲の意



※女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

内閣府男女共同参画局では、女性に対する暴力の問題に対する社会における認識をさらに深めていただくため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を平成13年に制定しました。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

¹¹ シェルター

加害の原因である配偶者等から隔離して保護するための施設。「DVシェルター」とも言う。

基本目標Ⅲ 様々な分野における男女共同参画

男女共同参画社会を実現するためには、社会のあらゆる分野において男女が対等なパートナーとして活動に参画し、責任を共に担っていくことが重要です。「平成 25 年度意識調査」の結果を見ると、他の分野に比べて「政策・方針決定過程における女性の参画」がいまだに十分ではないことがわかります。(図 10)

地域活動の場では、平成 20 年度に比べて男女平等の意識が増加してきていますが、やはり十分とは言えません。(図 11)

今後は、市政における政策・方針の決定に際して、男女双方の意見が反映されるよう、環境の整備をこれまで以上に進めるとともに、企業や団体においても性別にとらわれず意欲と能力に応じた登用が行われるよう、方針や意思決定の過程において男女共同参画を推進する必要があります。

また、暮らしやすい活力のある地域社会を築いていくためには、男女が共同して地域社会における活動に参画し、まちづくりを進めることが重要です。

主要課題	施策の方向	具体的取り組み	担当課
1 政策・方針決定過程における男女共同参画	(1) 市政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	23 男女共同参画によるまちづくりの推進と審議会等委員への女性参画の拡大 (★)	企画政策課
		24 広聴活動における女性の意見聴取機会の確保	秘書広報課
		25 市女性職員の登用の推進 (★)	職員課
		26 市女性職員の能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大 (★)	職員課
	(2) 企業や団体における方針決定過程への男女共同参画の促進	27 男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知と積極的取り組み(ポジティブ・アクション)の促進 (★)	商工観光課
		28 就労を希望する女性の再チャレンジ支援 (★)	商工観光課
	再 7 男女共同参画に関する意識啓発	企画政策課	
2 地域社会における男女共同参画	(1) 地域における男女共同参画の促進	再 11 地域活動における男女共同参画の促進	生活課
		29 国際的視野に立った男女共同参画の推進	企画政策課
		30 環境保全における男女共同参画の促進	環境保全課
		再 7 男女共同参画に関する意識啓発	企画政策課

※「再」は再掲の意

★は女性活躍推進法に基づく推進計画関係



ポジティブ・アクションに取り組んでいます

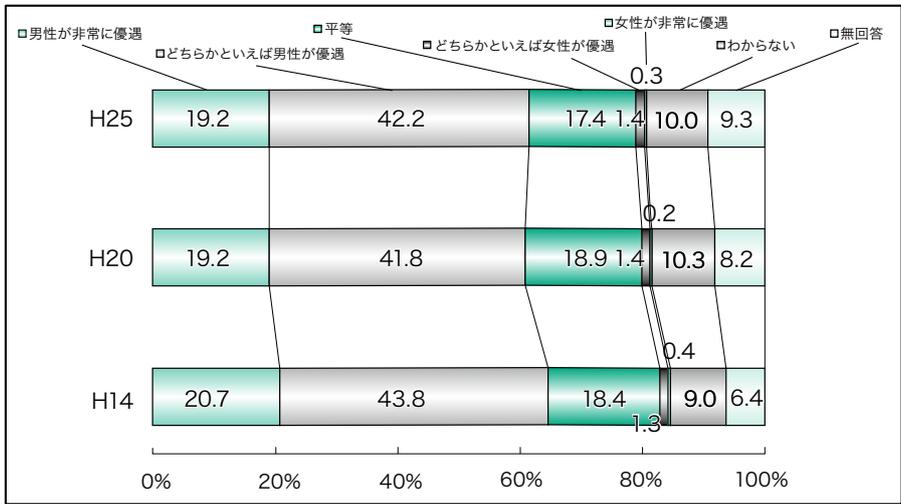


図 10 政治や政策決定の場で男女の地位が平等になっていると思いますか。
(平成 25 年度、平成 20 年度、平成 14 年度市民意識調査より)

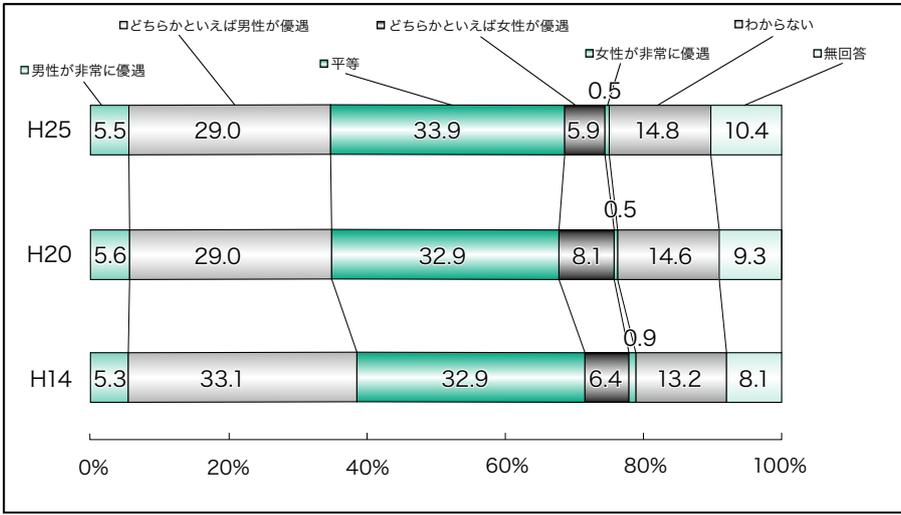


図 11 地域活動の場で男女の地位が平等になっていると思いますか。
(平成 25 年度・平成 20 年度・平成 14 年度市民意識調査より)

主要課題 1 政策・方針決定過程における男女共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野で男女が「参加」するだけでなく、対等なパートナーとして意思形成の段階から「参画」する必要があります。

しかし、行政における政策決定の場への女性の参画はいまだに不十分と言わざるを得ません。(図 12)

誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるためには、方針や意思決定過程において女性の意思があらゆる分野に反映されることが重要であり、男女のさまざまな視点や価値観などを施策に反映し、市政における男女共同参画を推進することが重要です。

【施策の方向】

(1) 市政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

市の審議会等委員への女性の積極的な登用を推進するとともに、市職員についても女性の登用に努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
23	男女共同参画によるまちづくりの推進と審議会等委員への女性参画の拡大(★) 市民協働によるまちづくり推進を担う各団体において、意思決定過程における男女共同参画を促進するとともに、審議会等委員の選定にあたっては公募枠の拡大、代表者に限定しない適任者の推薦などを依頼し女性の登用を促進します。特に女性委員のいない団体や審議会等をなくすことを目指し女性の参画拡大を図ります。	企画政策課
指標	審議会等における女性委員の登用率	30%以上
24	広聴活動における女性の意見聴取機会の確保 「市長と話し合う会」や「市民ふれあいミーティング」「公共施設見学会」など、広聴事業に女性参加者を増やす方策を講じ、女性の意見聴取機会の増加を図ります。	秘書広報課
25	市女性職員の登用の推進(★) 男女を問わず採用・登用し、性別にとらわれない人事配置を行います。また、女性職員がその能力特性を十分発揮し、政策・方針決定過程への参画を通して管理職へ積極的に登用されるよう、人材育成の方策について検討します。	職員課
指標	管理職における女性の割合	30%以上
26	市女性職員の能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大(★) 女性職員の人材育成の観点から、関係機関での研修を活用するなど、能力開発のための研修等への参加機会の確保・拡充を図ります。	職員課
指標	市女性職員の能力開発のための研修への参加人数	延べ25人以上

★は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

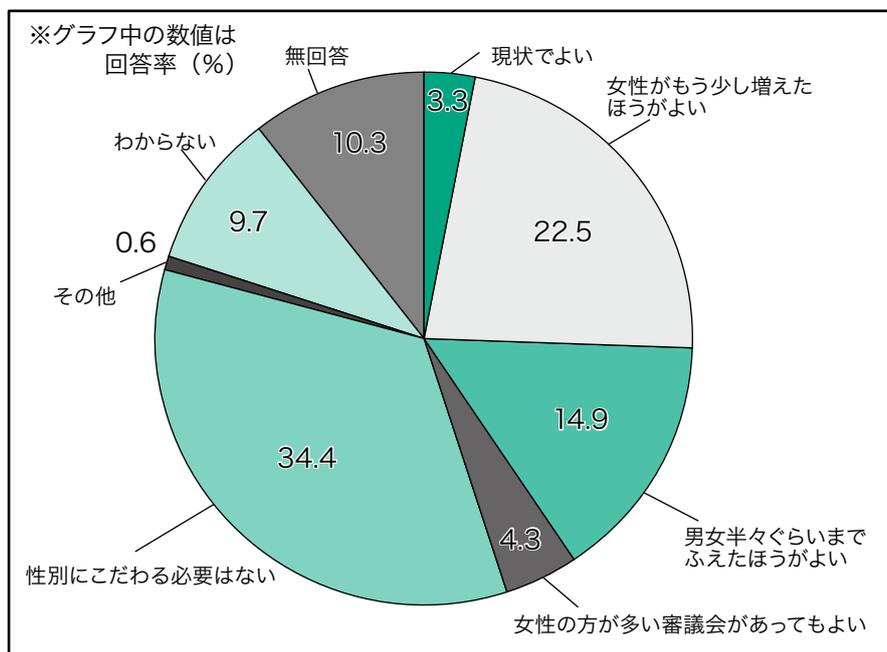


図 12 茂原市では、審議会等の女性委員の登用率を 30% まで引き上げるという数値目標を設定していますが、平成 25 年度は 18.8% となっています。このことについてあなたはどのように思いますか。
(平成 25 年度市民意識調査より)

【施策の方向】

(2) 企業や団体における方針決定過程への男女共同参画の促進

企業や団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大について、働きかけや法制度の周知に努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
27	男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知と積極的取り組み（ポジティブ・アクション）の促進（★） 男女ともに仕事と育児・介護が両立できる職場環境を整備するため、男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知を図ります。また、商工会議所等の関係機関と連携し、企業・団体におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の実行等を通じ、積極的に女性を指導的地位へ登用するよう促します。	商工観光課
28	就労を希望する女性の再チャレンジ支援（★） 県及び関係機関と連携し、女性の職業能力の向上のための講座や再就職を支援するための情報提供を実施します。 広報紙・ホームページを利用し、就業相談窓口の情報を提供するとともに、女性の就職・再就職等のための相談事業の支援を実施します。	商工観光課
再 7	男女共同参画に関する意識啓発	企画政策課

★は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

主要課題 2 地域社会における男女共同参画

核家族化や少子高齢化がますます進行する中、地域社会における活動を男女がともに担い、責任と喜びを分かち合うとともに、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるようにすることが重要です。

暮らしやすい活力のある地域社会を築いていくためには、男女が共同でまちづくりに参画することができるよう、地域社会においても環境の整備を充実させることが求められています。

【施策の方向】

(1) 地域における男女共同参画の促進

地域活動や各種ボランティア活動への男女共同参画を促進するため、情報の収集・提供及び意識啓発に努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
再 11	地域活動における男女共同参画の促進	生活課
29	国際的視野に立った男女共同参画の推進 男女を問わず国際社会に柔軟に対応できる人材を育成するため、国際交流を通じて異文化理解と友好親善を深める機会の充実に努めます。 また、茂原市国際交流協会と協力し、性別・国籍を問わずすべての住民が安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指します。	企画政策課
指標	国際交流イベントの開催 10回以上（年2回以上）	
30	環境保全における男女共同参画の促進 公共施設への花の植栽や花いっぱい運動を通じて緑や花を育てる市民意識の高揚を図るとともに、ゴミゼロ運動など環境保全のための地域活動に男女がともに参画する環境づくりを目指します。	環境保全課
指標	花いっぱいコンクールの参加者数 延べ200組（年40組） ゴミゼロ運動の参加者数 延べ7万5,000人（年1万5,000人）	
再 7	男女共同参画に関する意識啓発	企画政策課



基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

男女共同参画社会の実現のためには、家庭と労働の場において男女が対等なパートナーとして協力し合い、かつ責任を共に担っていくことが重要です。

家庭では、「高齢者や病人の世話を主にどなたがしますか」という質問に対し、「夫婦」という答えが増えてきているものの、いまだ主に女性に任せられているのが多いことがわかります。（図 13）

女性が仕事を続ける上で、配偶者や雇用主の理解がいまだに不十分であることにより、仕事と家庭の両立が難しいことが伺えます。

現代は仕事と家事・育児・介護などの生活の両立に悩みを抱える人が多く見られ、それが少子化につながり、ひいては人口減少に拍車をかけることにもなることから、官民一体となってワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に取り組むことが必要です。

雇用・労働の場においても男女の雇用機会の均等と待遇の平等を確保し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）および個性と能力を発揮できる環境づくりを推進するとともに、農業や自営業などの経営形態においても男女共同参画の促進を図る必要があります。

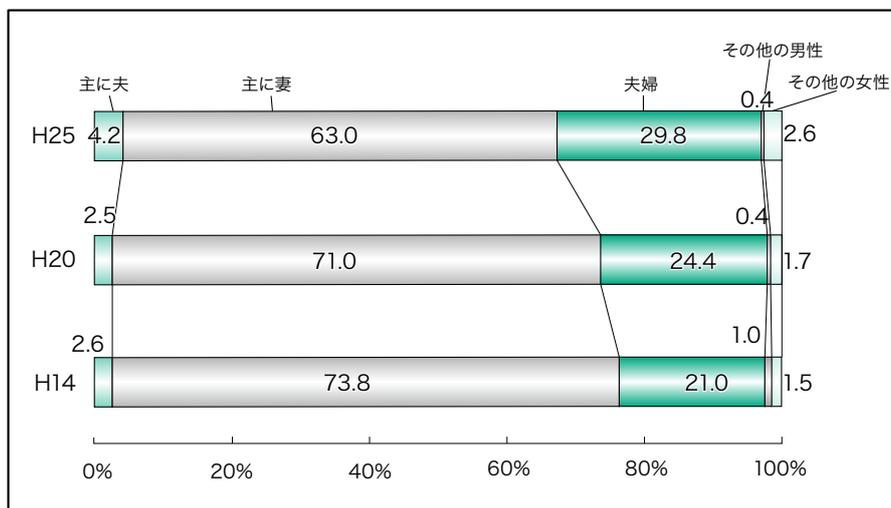


図 13 あなたの家では、高齢者や病人の世話は主にどなたがしていますか。
（平成 25 年度・平成 20 年度・平成 14 年度市民意識調査より）

主要課題	施策の方向	具体的取り組み	担当課
1 家庭における男女共同参画	(1) 家庭生活における男女共同参画の促進	31 父親の子育てに関する学習機会の提供 (★)	生涯学習課
		32 妊娠期の健康管理・育児に関する学習機会の提供 (★)	健康管理課
		33 男性の家庭参画を促す講座等の実施 (★)	東部台文化会館
		34 乳幼児相談・検診事業の充実【新規】(★)	健康管理課
		再 6 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	企画政策課
		再 7 男女共同参画に関する意識啓発	企画政策課
		再 10 男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催	生涯学習課
	(2) 子育て支援の充実	35 子ども・子育て支援事業計画の推進 (★)	子育て支援課
		36 子育て支援に関する情報提供 (★)	子育て支援課
		37 子育てに関する相談業務の充実 (★)	子育て支援課
		38 多様な働き方を支援するための保育サービスの拡充(★)	子育て支援課
		39 放課後等の子どもの居場所づくり (★)	子育て支援課 生涯学習課
		40 公立幼稚園・保育所における子育て支援と地域開放の充実 (★)	子育て支援課 学校教育課
	(3) 介護支援の充実	41 高齢者の総合相談窓口の充実 (★)	高齢者支援課
42 認知症高齢者と家族等への支援の充実 (★)		高齢者支援課	
2 労働の場における男女共同参画	(1) ワーク・ライフ・バランス意識の浸透	43 市民へのワーク・ライフ・バランスの推進 (★)	企画政策課
		44 事業所へのワーク・ライフ・バランスの推進 (★)	商工観光課
		45 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進 (★)	職員課
	(2) 雇用機会の均等と職場環境の整備・改善	再 27 男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知と積極的取り組み(ポジティブ・アクション)の促進(★)	商工観光課
		再 28 就労を希望する女性の再チャレンジ支援(★)	商工観光課
	(3) 女性の職業生活における活躍の推進	再 23 男女共同参画によるまちづくりの推進と審議会等委員への女性参画の拡大(★)	企画政策課
		再 25 市女性職員の登用の推進(★)	職員課
		再 26 市女性職員の能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大(★)	職員課
		再 27 男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知と積極的取り組み(ポジティブ・アクション)の促進(★)	商工観光課
		再 43 市民へのワーク・ライフ・バランスの推進(★)	企画政策課
		再 44 事業所へのワーク・ライフ・バランスの推進(★)	商工観光課
		再 45 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進(★)	職員課
		再 28 就労を希望する女性の再チャレンジ支援(★)	商工観光課
	(4) 農業・自営業等における男女共同参画の促進	46 農業における女性グループ活動の支援と女性起業の育成(★)	農政課
		47 農業における家族経営協定締結の促進(★)	農政課
		再 6 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	企画政策課
		再 7 男女共同参画に関する意識啓発	企画政策課

※「再」は再掲の意

★は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

主要課題 1 家庭における男女共同参画

基本法においても、男女の家庭生活における活動と他の活動の両立について規定しており、子の養育や家族の介護などは、家族を構成する男女が互いに協力し、担うことを求めています。

しかし、家事・育児・介護などの多くの部分は女性が担っているのが現状です。

豊かでゆとりある生活を送るためには、男女が互いに協力し合うことが必要であり、特に男性については、従来の職場中心のライフスタイルから職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換が求められています。

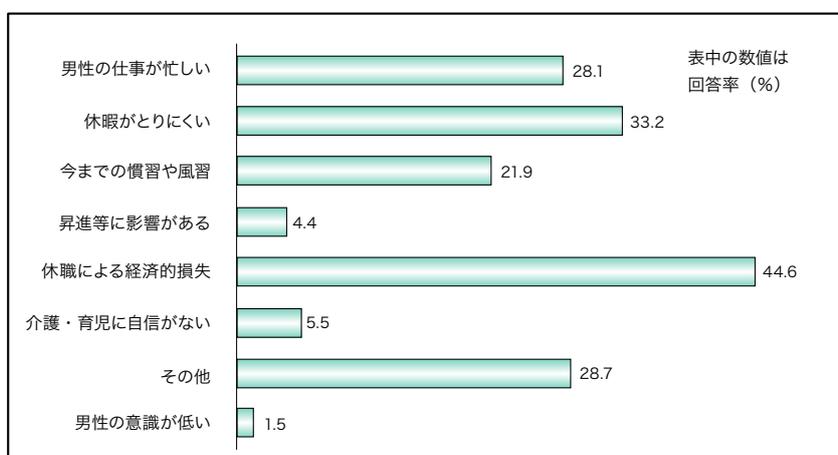


図 14 現在、男性が介護や育児に関わる時間が少ない状況にありますが、その理由は何だと思えますか。(平成 25 年度市民意識調査より)

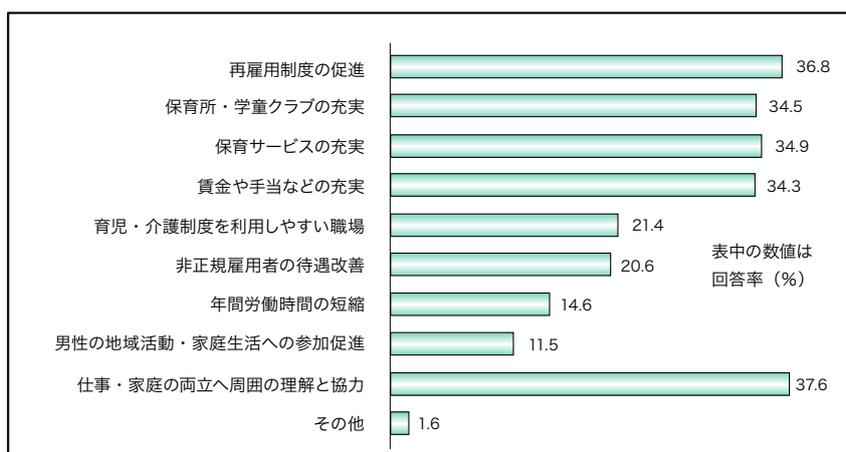


図 15 男女が共に仕事と家庭を両立していくためには、どのような環境整備が必要だと思えますか。(平成 25 年度市民意識調査より)

【施策の方向】

(1) 家庭生活における男女共同参画の促進

男女共同参画に関する学習機会の提供や広報・啓発などを通して、家事・育児・介護など家庭生活における男女共同参画を促進します。

事業番号	具体的取り組み	担当課	
31	父親の子育てに関する学習機会の提供 (★) 家庭教育学級などにおいて、父親の子育ての意識を高める内容を取り入れるなど、父親の積極的な子育ての参加を促進するための学習機会を提供し、子育てを共にする意識の啓発を図ります。また、父親が参加しやすいよう、講座・講習会・研修視察等を土日にも開催し、男女共同参画の高揚を図ります。	生涯学習課	
指標	家庭教育学級の開催回数		375回 (年75回)
	家庭教育学級の父親参加者		延べ1,700人以上 (年340人以上)
32	妊娠期の健康管理・育児に関する学習機会の提供 (★) 妊娠期から夫婦で積極的に健康管理・育児の知識の普及と技術の習得を行うことで、出産後育児が不安なく行われ、愛情を持って子どもを養育できるよう「ママ・パパ教室 ¹²⁾ 」を実施します。開催にあたっては父親も参加しやすいよう土曜日にも実施します。	健康管理課	
指標	ママ・パパ教室の初妊婦参加率		50%
	ママ・パパ教室の夫・パートナー参加率		70%
33	男性の家庭参画を促す講座等の実施 (★) 男女が対等な家族の構成員として互いに尊重し協力し合えるよう、男性も参加しやすい料理教室やその他生活に根ざした実践的な講座・生きがい講座等を開催し、男性の家庭参画を促進します。	東部台文化会館	
指標	男性の家庭参画を促す講座の開催		45回以上 (年10回以上)
	男性の家庭参画を促す講座の参加者		900人以上 (年200人以上)
34	乳幼児相談・検診事業の充実 【新規】 (★) すべての乳児に健康相談、幼児に健康診査を行い、運動機能・視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止します。また、乳幼児期の親子が健全に成長発達でき、楽しく育児ができるように健康相談、健康診査を通じて男女が共に家庭における役割を担えるよう啓発していきます。	健康管理課	
再	6 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催		企画政策課
再	7 男女共同参画に関する意識啓発		企画政策課
再	10 男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催	生涯学習課	

※「再」は再掲の意

★は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

¹²⁾ ママ・パパ教室

出産を控えた夫婦を対象として男性・女性を問わず実施する教室。一般的な妊娠出産の知識の普及に加え、妊婦・パートナー全員でのグループ討議・男性のマタニティジャケット着用と妊婦体験・赤ちゃん人形による育児体験・家族の健康管理についての講話等を行う。

【施策の方向】

(2) 子育て支援の充実

子育てに対する不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課				
35	子ども・子育て支援事業計画¹³の推進(★) 「未来に輝く子どもたち みんなで育てるまち もばら」の基本理念をもとに、幼児期の学校教育・保育の充実及び地域子ども・子育て支援事業の充実に加え「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画 ¹⁴ 」で掲げてきた各施策について、4つの基本目標を掲げ推進していきます。	子育て支援課				
36	子育て支援に関する情報提供(★) 男女が協力して子育てできるよう子育てガイドブックの配布、ブックスタート ¹⁵ の充実、ホームページの活用による子育て支援に関する情報提供に努めます。また、育児や養育に関する不安や、仕事と子育ての両立における問題を解消できるよう、新生児訪問や家庭相談員による家庭訪問等で対応してまいります。	子育て支援課 生涯学習課				
指標	<table border="1"> <tr> <td>「もばらで子育てガイドブック」の配布数</td> <td>10,000部以上(年2,000部以上)</td> </tr> <tr> <td>ブックスタート手渡し率</td> <td>100%</td> </tr> </table>	「もばらで子育てガイドブック」の配布数	10,000部以上(年2,000部以上)	ブックスタート手渡し率	100%	
「もばらで子育てガイドブック」の配布数	10,000部以上(年2,000部以上)					
ブックスタート手渡し率	100%					
37	子育てに関する相談業務の充実(★) 夫婦で子育ての不安や孤立感を解消できるよう、広報もばらや茂原市ホームページを活用して相談事業の周知を図るとともに、子育て支援課(子育て家庭相談室)及び保育所、幼稚園、保健センターなどの身近な施設において、育児・子育てに関する相談に対応します。 児童虐待などの専門的な内容や困難事例については、要保護児童対策地域協議会 ¹⁶ を構成する関係機関と連携を図りながら対応します。	子育て支援課				

★は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

¹³ 子ども・子育て支援事業計画

平成24年(2012年)に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき策定される計画で、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み及び提供体制の確保の内容と実施時期を定めている。

¹⁴ 次世代育成支援対策地域行動計画

平成17年(2005年)に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づいて策定される行動計画で、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等が記載されている。

¹⁵ ブックスタート

赤ちゃんと保護者が絵本を介して心をふれあうきっかけを作ることを目的として、読み聞かせを行いながら絵本を開く楽しい体験と一緒にあたたかなメッセージを伝え、絵本を手渡す事業。主任児童委員と市民ボランティアの協力を得ながら、その充実に努めている。

¹⁶ 要保護児童対策地域協議会

平成16年(2004年)の児童福祉法の改正により設置された、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う協議会。

事業番号	具体的取り組み		担当課
38	多様な働き方を支援するための保育サービスの拡充（★） 子育てと仕事が両立できるように延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育 ¹⁷ 事業の充実に努め、ファミリーサポートセンター ¹⁸ の創設を視野に入れ、更なるサービスの充実に努めます。		子育て支援課
指標	延長保育の実施時間延長	1カ所	
	一時預かり実施場所の追加	1カ所	
	病児・病後児保育実施場所の追加	1カ所	
39	放課後等の子どもの居場所づくり（★） 学童クラブでは、小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後等に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。また、夏休み子ども教室では、夏休み期間中、すべての子供を対象に、学校の余裕教室等を活用した安全・安心な居場所づくりと学習や地域住民との交流活動等の機会の提供を行います。これらの事業は、相互の連携に努めるとともに、放課後子どもプラン ¹⁹ 運営委員会で随時検証を行い、更なる充実に努めます。		子育て支援課 生涯学習課
指標	学童保育の開設場所	19カ所	
	学童保育の児童数	延べ3,075人（年615人）	
	夏休み子供教室開設場所	7カ所	
40	公立幼稚園・保育所における子育て支援と地域開放の充実（★） 少子化への対応を進めるため、幼稚園及び保育所機能を生かした子育て支援事業を実施するとともに、家庭のあり方が変化する中での子育てと仕事の両立を支援するため、保護者の立場に立った子育て支援を行います。 各幼稚園で「子育てふれあい広場」を年間を通じて実施するなど、親同士の交流の場の提供、園庭開放、相談事業を実施するとともに預かり保育を実施します。 各保育所において、園庭開放及び相談事業を実施します。		学校教育課 子育て支援課
指標	公立幼稚園における預かり保育の人数	1日6人～17人	

★は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

¹⁷ 病児・病後児保育

病気の回復期または回復に至らない場合で、自宅での静養を必要とする子どもを、保護者が仕事や傷病・事故・出産・冠婚葬祭などの理由で保育する事が困難な場合、医療機関に併設した専用保育施設で預かること。

¹⁸ ファミリーサポートセンター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

¹⁹ 放課後子どもプラン

地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するもの。放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場の確保、小学校の余裕教室などを活用して地域住民の参画を得ながら実施される学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組。

【施策の方向】

(3) 介護支援の充実

高齢者が地域で安定した生活ができるよう、さまざまな支援、相談に努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
41	高齢者の総合相談窓口の充実（★） 高齢者にとって身近な相談窓口となる地域包括支援センター ²⁰ を日常生活圏域ごとに設置し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が中心となり、地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から総合的に支えます。各地域住民へ、地域包括支援センターを広く周知し、相談窓口の充実に努めます。	高齢者支援課
42	認知症高齢者と家族等への支援の充実（★） 認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する「認知症サポーター ²¹ 」の養成を図ると同時に、サポーターとしての支援活動に賛同した方を「ほっとみまもり隊 ²² 」に登録し、「ほっとみまもり運動」を実施していきます。また、サポーター養成講座の講師になれる認知症キャラバン・メイト ²³ を増やし、地域での活動を広げます。	高齢者支援課
指標	認知症サポーター養成講座受講者数	延べ2,000人以上（年400人以上）

★は女性活躍推進法に基づく推進計画関係



²⁰ 地域包括支援センター

地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各市町村に設置されており、センターには保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士等が配置されている。本市では、日常生活圏域（4圏域）ごとに設置されており、圏域ごとに相談業務等の事業を実施している。

²¹ 認知症サポーター

認知症サポーター養成講座の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアのこと。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。

²² ほっとみまもり隊

認知症サポーター養成講座を受講し、市に登録した方のことで、日頃の生活の中で手助けが必要な高齢者を見かけた時の声かけなど、認知症の方とその家族を地域全体で見守る。

²³ 認知症キャラバン・メイト

認知症サポーター養成講座を開催し、講師役を務める者のこと。キャラバン・メイトになるためには所定の研修を受講し登録する必要がある。

主要課題2 労働の場における男女共同参画

男女雇用機会均等法などの整備により、法制面では労働条件が保障されるようになりましたが、採用・待遇・昇進などにおいて男女の格差が見られるのが実情です。

「平成 25 年度市民意識調査」の結果を見ると、女性の望ましい働き方について「結婚や出産に関わらず、育児休業制度等を利用してずっと職業を持つ」と回答した方が増加しており、女性の働き方に関する考え方に変化が見られます。(図 16)

男女共同参画社会では、労働の場において男女が均等な機会を享受し、意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられることが重要です。

また、仕事と育児・介護を両立し、個性と能力を発揮するためには、育児・介護休業制度等のより一層の定着も必要です。

また、農業や商工業などの自営業においても、女性は重要な担い手となっています。これらの分野における男女共同参画社会づくりを促進するためには、男女が役割や貢献に見合った評価を受け、対等なパートナーとして参画することができる環境づくりが必要となります。

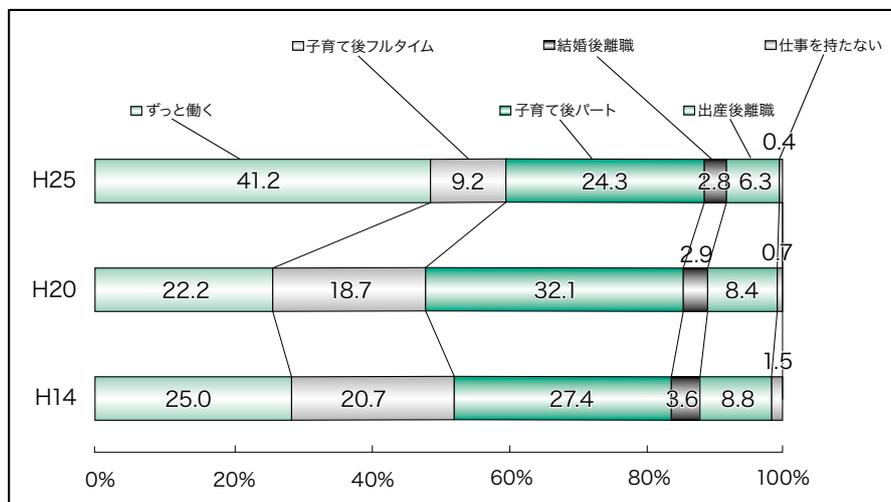


図 16 女性の働き方について、望ましいと思うのはどれですか。
(平成 25 年度・平成 20 年度・平成 14 年度市民意識調査より)

【施策の方向】

(1) ワーク・ライフ・バランス意識の浸透

仕事や家庭・地域活動などにおいて、それぞれが多様な生き方が選択・実現できるようワーク・ライフ・バランスについて意識啓発を図ります。

事業番号	具体的取り組み	担当課
43	市民へのワーク・ライフ・バランスの推進（★） 関係機関と連携しワーク・ライフ・バランスについて、講演会や講座のテーマに取り入れ市民への意識啓発を図るとともに、広報・ホームページなどを活用し、市民一人ひとりが人生の各段階に応じて多様な働き方の選択ができるよう情報提供を行います。	企画政策課
44	事業所へのワーク・ライフ・バランスの推進（★） 関係機関と連携しワーク・ライフ・バランスについての意識啓発に努めるとともに、広報・ホームページなどを活用し「県男女共同参画推進事業所表彰制度」の周知を行い、企業等の積極的な取り組みを促進します。 また、各事業所において長時間労働の是正や育児・介護休業取得率向上等の両立支援の取り組みが促進するよう啓発を実施します。	商工観光課
45	市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進（★） 市職員自らワーク・ライフ・バランスを実践できるよう、意識啓発を行うとともに、各種休暇・休業制度及び育児・介護休業制度が男女ともに偏りなく活用できるよう情報提供を行います。	職員課

★は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

【施策の方向】

(2) 雇用機会の均等と職場環境の整備・改善

雇用の場における労働関係法令の周知や啓発などを推進するとともに、女性の再就職支援や職業能力開発の促進に努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
再 27	男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知と積極的取り組み（ポジティブ・アクション）の促進	商工観光課
再 28	就労を希望する女性の再チャレンジ支援	商工観光課

【施策の方向】

(3) 女性の職業生活における活躍の推進（推進計画関係）

あらゆる分野における女性の参画拡大に向け、ポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用を推進するとともに、指導的地位につき活躍する人材の育成を図ります。

事業番号	具体的取り組み	担当課
再 23	男女共同参画によるまちづくりの推進と審議会等委員への女性参画の拡大（★）	企画政策課
再 25	市女性職員の登用の推進（★）	職員課
再 26	市女性職員の能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大（★）	職員課
再 27	男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知と積極的取り組み（ポジティブ・アクション）の促進（★）	商工観光課
再 28	就労を希望する女性の再チャレンジ支援（★）	商工観光課
再 43	市民へのワーク・ライフ・バランスの推進（★）	企画政策課
再 44	事業所へのワーク・ライフ・バランスの推進（★）	商工観光課
再 45	市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進（★）	職員課

★は女性活躍推進法に基づく推進計画関係



【施策の方向】

(4) 農業・自営業等における男女共同参画の促進

男女共同参画に関する啓発を進めるとともに、女性団体や女性グループに対する支援・育成に努めます。また、農業における男女のパートナーシップの確立に努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
46	<p>農業における女性グループ活動の支援と女性起業の育成（★）</p> <p>女性農業者グループ「麦の会²⁴」が郷土料理や地元農産物をPRすることにより、地産地消や食育への取組みを促進します。</p> <p>女性農業者に県主催の起業講座や研修会を通して知識や技術を向上してもらい女性起業者を育成するとともに、6次産業²⁵の補助金制度等の情報提供により女性の起業を推進します。</p>	農政課
指標	<p>女性の農業起業者数</p> <p>5人以上</p>	
47	<p>農業における家族経営協定²⁶締結の促進（★）</p> <p>農業経営について、特に夫婦の場合女性の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすいことから、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて家族間合意の上「家族経営協定」の締結を促進し、それぞれが主体的に経営に参画できる環境の整備及び農業経営の改善につなげていきます。</p>	農政課
指標	<p>家族経営協定の新規締結数</p> <p>5件以上</p>	
再	6 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	企画政策課
再	7 男女共同参画に関する意識啓発	企画政策課

★は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

²⁴ 女性農業者グループ「麦の会」

市内で農業を営んでいる女性が女性農業者のネットワークづくりを推進することを目的に発足したグループ。茂原市園芸協会で行っている農業観光交流体験ツアー「もばらふるさと塾」と協力し、地産地消や食育に取組んでいる。

²⁵ 6次産業

農業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするもの。

²⁶ 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

基本目標V 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、私たち一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らす環境づくりが必要です。

「平成25年度意識調査」の結果を見ると、男女共同参画社会の実現のためには、「高齢者・障害者の介護制度の充実」、「職場における男女格差の是正や女性の労働条件の改善」、「育児・介護休業制度の普及促進」、「保育事業の充実」等のニーズが高まっていることがわかります。(図17)

育児・介護等を社会全体の問題としてとらえ、次世代を担う子どもを産み育てる環境の整備や、高齢者・障害者福祉の充実を図ることにより、男女がともにいきいきと活動できる環境づくりに繋げていく必要があります。

また、これまで女性の参画が少なかった防災や防犯などの分野についても、安全・安心な市民生活を守る上で、男女共同参画の視点から見直し、男女のニーズの違いに対応する必要があります。

主要課題	施策の方向	具体的取り組み	担当課
1 安心して活動できる環境の整備	(1) 高齢者・障害者施策の充実	48 高齢者の自主活動への支援	高齢者支援課
		再 42 高齢者の総合相談窓口の充実 (★)	高齢者支援課
		49 障害者(児)の地域生活支援の充実	障害福祉課
		50 障害者(児)の相談事業の充実および社会復帰の促進	障害福祉課
		51 精神保健相談の実施および社会復帰の支援	健康管理課
	(2) 防災・防犯における男女共同参画の促進	52 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実	総務課
		53 自主防災組織の育成	総務課
		54 地域防犯体制の充実	生活課 学校教育課
2 健やかに安心して暮らせる環境の整備	(1) 生涯を通じた健康支援	55 自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発	健康管理課
		56 人生の各段階に応じた健康相談と家庭訪問の実施	健康管理課
		57 市民参加の健康づくりの推進	健康管理課
		58 スポーツを通じての健康増進	体育課
	(2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり	59 勤労妊婦の母性健康管理対策の推進 (★)	健康管理課
		再 32 妊娠期の健康管理・育児に関する学習機会の提供 (★)	健康管理課
		再 34 乳幼児相談・検診事業の充実【新規】(★)	健康管理課
		60 安心して妊娠・出産するための支援【新規】(★)	健康管理課

※「再」は再掲の意

★は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

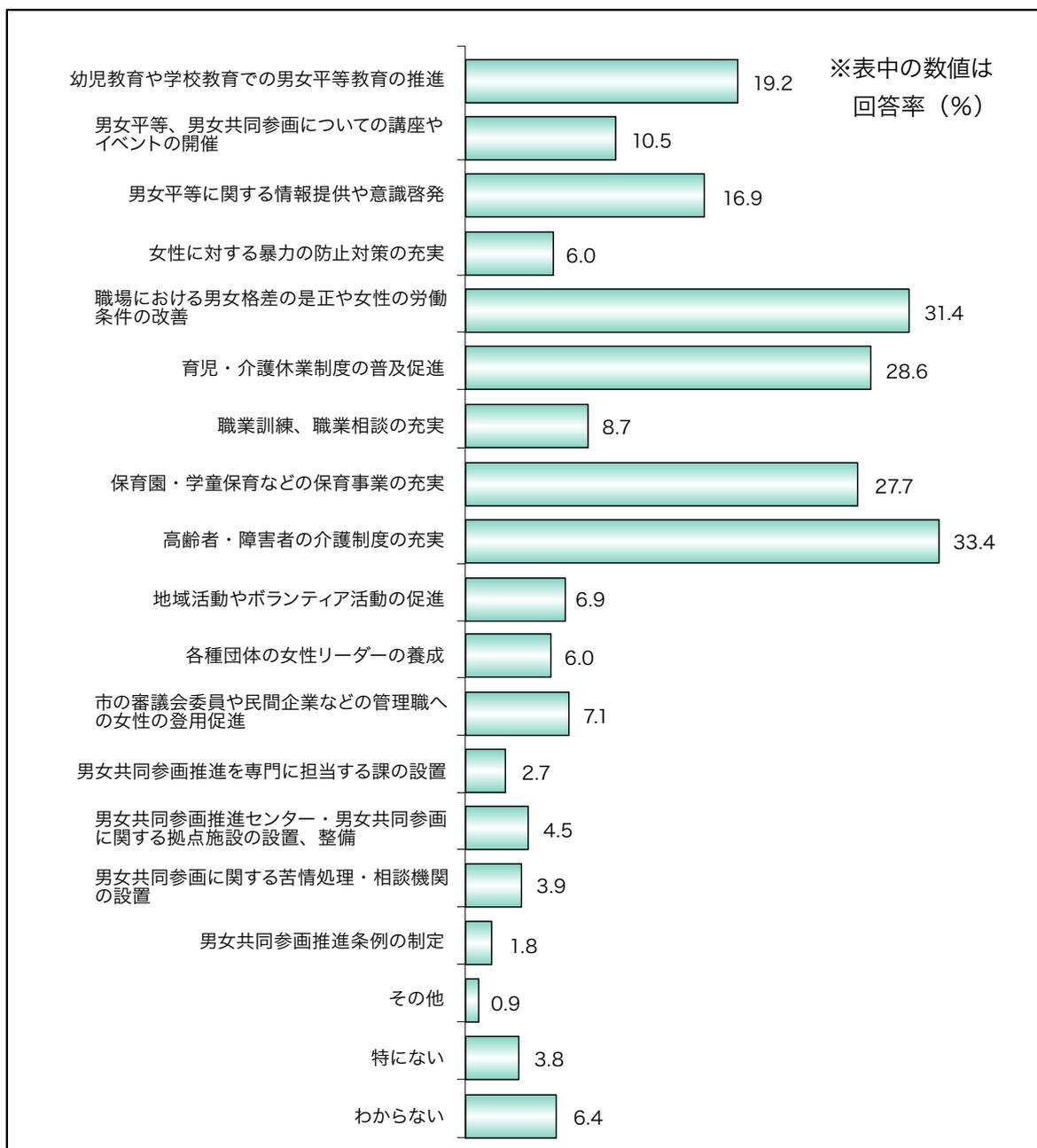


図 17 男女共同参画社会を実現するために、茂原市にどのようなことを期待しますか。
(平成 25 年度市民意識調査より)

主要課題 1 安心して活動できる環境の整備

65歳以上の人口が市民の4分の1以上になり、合計特殊出生率が人口の維持に必要な人口置換水準2.07を大きく下回り、年間出生者が減少するという少子高齢社会を迎え、家族や地域社会のあり方が過去に例を見ない速度で急激に変化しています。

男女がともに安心して活動できるようにするためには、家事や育児、介護などの家庭生活のあり方も見直さなければなりません。

「平成25年度市民意識調査」の結果を見ると、これまで主に女性が担ってきた高齢者・障害者の介護について、「介護保険を活用するなど女性の負担を軽減する方が良い」と回答した方が全体の63%を占めており（図18）、今後は介護を家族全員で担うだけでなく、社会全体で支える環境の整備が必要です。

さらに、市民生活を脅かす自然災害や近年多発する犯罪についても、地域ぐるみで対応し、男女共同参画の視点を盛り込んだ防災・防犯対策を推進する必要があります。

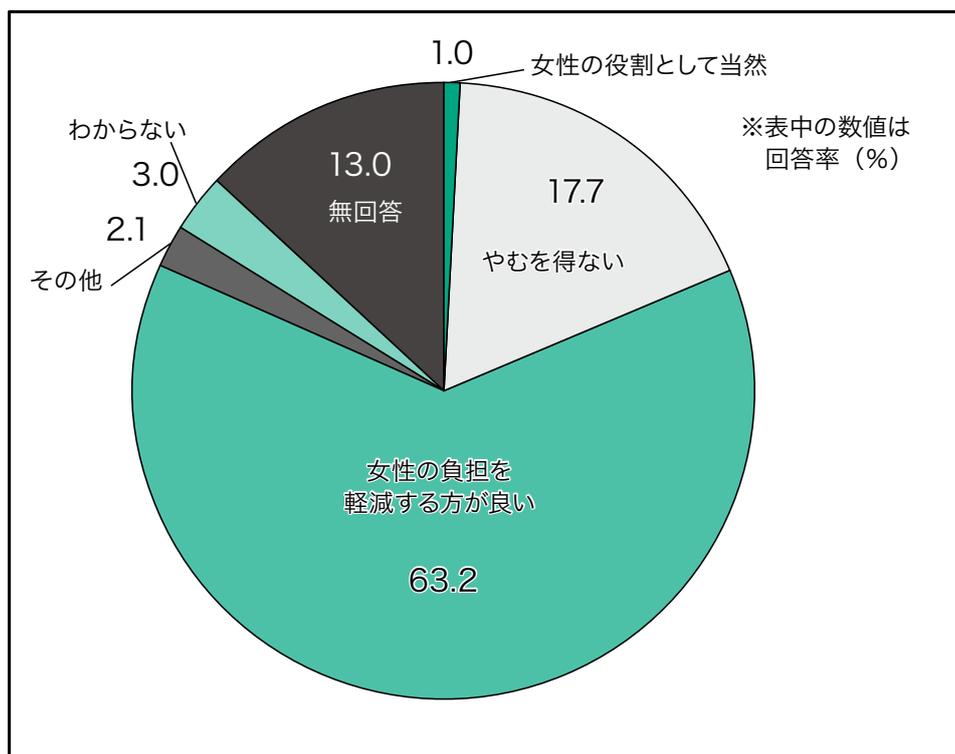


図18 家庭で寝たきりになったお年寄りなどの介護は、女性（妻・嫁・娘など）が主たる担い手となることが多いですが、このことについてどう思いますか。（平成25年度市民意識調査より）

【施策の方向】

(1) 高齢者・障害者施策の充実

高齢者や障害者が安定した生活の中で生きがいを持って活動できるよう、さまざまな支援、相談に努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
48	高齢者の自主活動への支援 各種スポーツや文化活動、友愛活動、社会奉仕などを通し、仲間づくりの中で、男女がともに楽しく健康に過ごし、社会に貢献することを目的とする長寿クラブ等の自主活動に対し支援を行い、活動の活性化を図ります。また、地域で自主的に行われている健康づくり活動等と連携し、運動教室や介護予防教室等を開催することで、支援の一層の充実を図ります。	高齢者支援課
指標	茂原市長寿クラブ連合会の会員数 3,000人以上	
再	42 高齢者の総合相談窓口の充実（★）	高齢者支援課
49	障害者（児）の地域生活支援の充実 障害のある人もない人も共に暮らせる地域づくりという考えのもとに、障害者と介護者のための障害福祉サービスや地域生活支援事業を充実し、「介護は女性の役割」という社会通念を是正し、社会で支える介護の推進を図ります。	障害福祉課
50	障害者（児）の相談事業の充実および社会復帰の促進 障害福祉サービスの利用に必要な情報の提供や助言、支援を行うとともに、地域生活支援センターと連携し、身体障害者相談員、知的障害者相談員および保健師等による全ての障害に対する相談支援体制の充実、社会復帰に向けての支援の促進を図ります。	障害福祉課
51	精神保健相談の実施および社会復帰の支援 保健師による「なんでも健康相談」や各種健（検）診を通じて、精神疾患を持つ方をはじめとした自殺予防等のための相談を充実させるとともに、精神科病院・保健所等の各相談専門機関や専門家等との連携をはかり、こころの健康づくりの支援に努めます。	健康管理課

★は女性活躍推進法に基づく推進計画関係



【施策の方向】

(2) 防災・防犯における男女共同参画の促進

災害や犯罪に市民生活が脅かされることのないよう、地域ぐるみで行われている防災や防犯への取り組みについて支援を行います。

事業番号	具体的取り組み	担当課
52	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実 災害時の避難所における男女のニーズの違いを考慮し、女性や要配慮者に配慮した取り組みを進め、地域防災力の向上に努めます。	総務課
53	自主防災組織の育成 平常時および災害発生時に住民自らが被害を防止・軽減するために、地域全体の安全を守る活動を行う自主防災組織について、既存の自治会単位での設立を推進する中で、男性だけでなく女性の参画も促し、育成を図ります。	総務課
指標	自主防災組織の新規設立 36 団体以上	
54	地域防犯体制の充実 住民自らが「自分たちの住む地域の安全は自分たちで守る」という強い連帯意識で実施している地域防犯活動について支援を行い、男女がともに担うことにより、地域防犯力の向上を図ります。	生活課 学校教育課

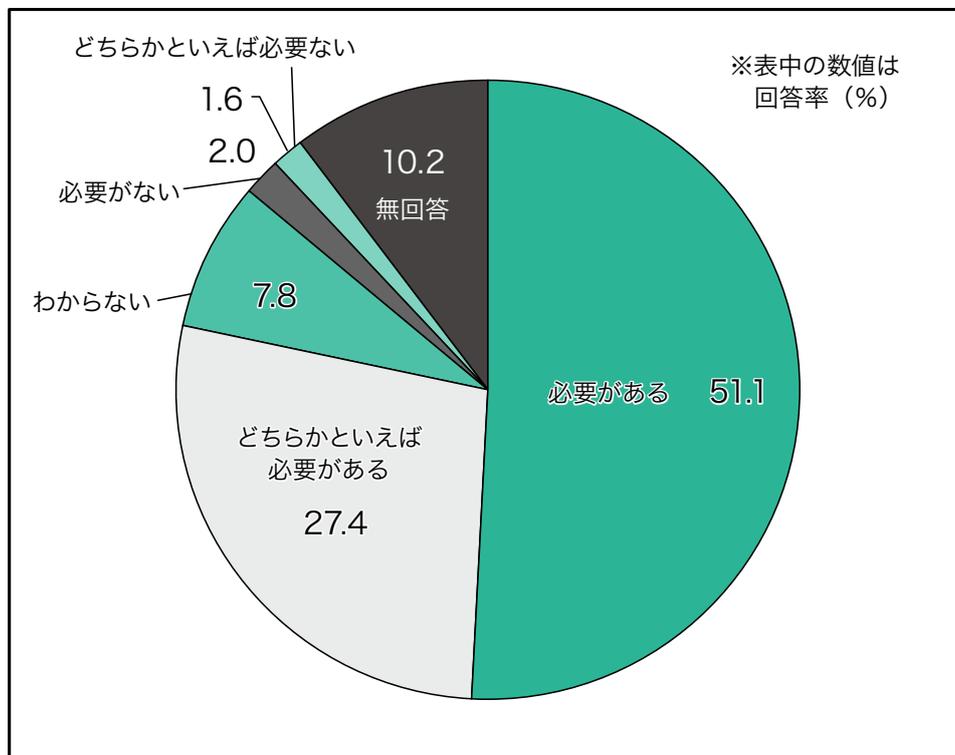


図 19 あなたは、防災・災害復興対策に、女性の視点に配慮した対応がとられる必要があると思いますか。
(平成 25 年度市民意識調査より)

主要課題2 健やかに安心して暮らせる環境の整備

男女が生涯にわたってさまざまな分野でいきいきと活動するためには、心身の健康が不可欠です。

特に、女性は妊娠や出産に伴う身体的特性を持っているため、人生の各段階に応じた適切な健康維持ができるよう対策を進めるとともに、次世代を担う子どもを産み育てることについて女性も男性もともに認識を深め、それぞれの健康状態に応じた心と身体の健康づくりに取り組む必要があります。

また、心と身体の健康保持・増進についての考え方も変わってきているため、子どもから高齢者まで、人生の各段階に応じた栄養・運動・医療等についての正しい知識を持ち、「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上やスポーツを通じての健康増進などを図る必要があります。

【施策の方向】

(1) 生涯を通じた健康支援

生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、思春期から中高年期、高齢期など、生涯を通じた健康支援を進めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
55	自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発 疾病の早期発見を目的とした各種検（健）診の受診勧奨と健康相談、健康教育など疾病予防に向けた保健事業を推進します。 また、女性特有のがんの早期発見及び受診率が低い男性への啓発を図ることで、男女ともに生涯健康でいられる社会づくりに努めます。	健康管理課
指標	がん検診の受診率	50%以上
56	人生の各段階に応じた健康相談と家庭訪問の実施 生涯健康に関して安心して過ごせるよう、妊娠期から高齢期の各々の状態に応じた健康相談や家庭訪問を行います。困難事例に対しては、他団体・他機関と連携をとり、支援していきます。	健康管理課
57	市民参加の健康づくりの推進 市民が自主的に健康管理に努め、市民参加型の健康づくりを推進するため、地区組織である健康生活推進員の育成に努めます。 健康生活推進員により、乳児から高齢者まで様々なライフステージを対象とした健康づくり料理教室、栄養教室、食育教室、男性のための料理教室、運動教室、ウォーキング教室等を開催し、正しい健康知識の普及活動を積極的に行います。	健康管理課
指標	健康教室等の開催回数	550回以上（年110回以上）
	健康教室等の参加者数	延べ5,500人以上（年1,100人以上）
58	スポーツを通じての健康増進 生涯スポーツの観点に立ち、市民誰もが参加できるスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。また、市民がスポーツによる楽しさや爽快感と市民相互の連帯感の醸成などの精神的充足感を得ることができるよう、事業の充実に努めます。 開催にあたっては、土日や夜間に開催するなど、男女がともに参加する機会の確保に努めます。	体育課
指標	スポーツ・レクリエーション教室等の開催回数	700回以上（年140回以上）
	スポーツ・レクリエーション教室等の参加者数	延べ40,000人以上（年8,000人以上）

【施策の方向】

(2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

女性が安心して妊娠・出産し、子育てができるよう、相談体制を充実させるとともに、夫婦が協力して子育てができるよう支援します。

事業番号	具体的取り組み	担当課
59	勤労妊婦の母性健康管理対策の推進（★） 妊娠、出産を理由とする不利益取り扱いを受けないよう、妊娠届出時、ママ・パパ教室、家庭訪問等においてリーフレット「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」 ²⁷ 「母性健康管理指導事項連絡カード ²⁷ 」の配布と説明、相談先の周知を行います。	健康管理課
指標	母性健康管理指導事項連絡カードの対象妊婦への認知率 100%	
再	32 妊娠期の健康管理・育児に関する学習機会の提供（★）	健康管理課
再	34 乳幼児相談・検診事業の充実【新規】（★）	健康管理課
60	安心して妊娠・出産するための支援【新規】（★） 子どもを産み育てたいという希望を持ちながら子どもが出来ない夫婦に対し、特定不妊治療等に要する費用の一部を助成することにより当該夫婦の経済的負担軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう支援します。	健康管理課

★は女性活躍推進法に基づく推進計画関係



²⁷ 母性健康管理指導事項連絡カード

妊娠中及び出産後の健康診査等の結果、通勤緩和や休憩に関する措置などが必要であると主治医等に指導を受けたとき、その指導内容を仕事を持つ妊産婦が事業主へ明確に伝える際に使用するもの。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

茂原市男女共同参画計画（第3次）を効果的に推進するために、男女共同参画社会づくりへのさらなる理解の浸透に努めるとともに、推進体制の整備、関係機関との連携、市民や団体、企業等の連携を図りながら進めます。

(1) 推進体制の整備

第3次計画に基づき、さまざまな施策を総合的かつ計画的に推進していくため、推進体制の充実を図ります。

市役所内においては推進委員会を設置し、計画の推進、施策の調査・研究に努めます。また、関係各課で取り組んでいる各事業の進捗よく状況について事業評価シートによる評価を行い、計画の適切な進行管理に努めます。

さらに、有識者等からなる推進協議会により外部評価を実施することで評価の透明性を確保し、施策の効果的推進を図るとともに、結果について広く公表します。

(2) 関係機関との連携

男女共同参画社会を実現するための課題は広範囲にわたるため、法律や制度の見直しなど、市行政の権限を超えるものについては国、千葉県に要請します。

また、近隣市町村との交流・連携を図り、広域的に計画を推進します。

(3) 調査研究・情報提供の充実

第3次計画を効果的に推進するため、引き続き市民の意識、企業・団体の意見や実態などを調査研究・分析し、各施策に反映させます。

男女共同参画社会を実現するためには市民や企業・団体の理解と協力が不可欠であることから、講演会やセミナーなどの開催による意識啓発、広報もばらや茂原市ホームページなどさまざまなメディアを活用した情報提供に努めます。

また、男女共同参画計画の強化と諸施策を進める根拠となる男女共同参画条例制定を目指し、先進事例の調査研究に努めます。

指標の一覧

指 標 名		計画期間 (H28～32) における目標	具体的取り組み	担 当 課
1	市職員を対象とした人権に関する研修の実施・参加	5回以上 (年1回以上)	3 人権を守るための職員研修の実施および職員の研修参加機会の確保	職員課
2	スクールカウンセラー配置校	10校	5 児童・生徒の悩みに対する相談体制の充実	学校教育課
3	心の教室相談員配置校	4校		
4	講演会の開催回数	5回以上 (年1回以上)	6 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	企画政策課
5	参加者数	500人以上 (年100人以上)		
6	作成・配布枚数	30,000部 (年6,000部)	7 男女共同参画に関する意識啓発	企画政策課
7	市職員対象の男女共同参画に関する研修の実施	5回以上 (年1回以上)	8 男女共同参画に関する市職員研修の実施	職員課
8	表現ガイドラインに関する研修の実施	5回以上 (年1回以上)	9 男女共同参画の視点による表現ガイドラインの周知	企画政策課
9	家庭教育学級の開催	375回 (年75回)	10 男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催	生涯学習課
10	家庭教育学級の参加者	延べ14,000人以上 (年2,800人以上)		
11	保育所・幼稚園職員を対象とした男女共同参画に関する研修の実施・参加	5回以上 (年1回以上)	13 教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施	子育て支援課 学校教育課
12	教職員等を対象とした男女共同参画に関する研修の実施・参加	15回以上 (年3回以上)		
13	中学生海外派遣参加者数	155人 (年31人)	15 学校における国際理解教育の推進	学校教育課
14	相談窓口の周知・啓発回数	5回以上 (年1回以上)	16 DVに関する相談窓口等の充実と周知徹底	子育て支援課 生活課 企画政策課
15	DVカード配布枚数	2,500枚以上 (年500枚以上)		
16	DV等に関する研修参加	10回以上 (年2回以上)	17 相談員のDV等に関する相談技術の向上	子育て支援課
17	女性に対する暴力をなくす運動の周知	5回以上 (年1回以上)	18 DV防止に関する意識啓発	子育て支援課 企画政策課
18	DV等に関する庁内連携会議開催	5回以上 (年1回以上)	20 DV対策について関係機関との連携の強化	子育て支援課
19	審議会等における女性委員の登用率	30%以上	23 男女共同参画によるまちづくりの推進と審議会等委員への女性参画の拡大	企画政策課
20	管理職における女性の割合	30%以上	25 市女性職員の登用の推進	職員課

指 標 名		計画期間 (H28～32) における目標	具体的取り組み	担 当 課
21	市女性職員の能力開発のための研修への参加人数	延べ25人以上	26 市女性職員の能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大	職員課
22	国際交流イベントの開催	10回以上 (年2回以上)	29 国際的視野に立った男女共同参画の促進	企画政策課
23	花いっぱいコンクールの参加者数	延べ200組 (年40組)	30 環境保全における男女共同参画の促進	環境保全課
24	ゴミゼロ運動の参加者数	延べ7万5,000人 (年1万5,000人)		
25	家庭教育学級の開催回数	375回 (年75回)	31 父親の子育てに関する学習機会の提供	生涯学習課
26	家庭教育学級の父親参加者	延べ1,700人以上 (年340人以上)		
27	ママ・パパ教室の初妊婦参加率	50%	32 妊娠期の健康管理・育児に関する学習機会の提供	健康管理課
28	ママ・パパ教室の夫・パートナー参加率	70%		
29	男性の家庭参画を促す講座の開催	45回以上 (年10回以上)	33 男性の家庭参画を促す講座等の実施	東部台文化会館
30	男性の家庭参画を促す講座の参加者	900人以上 (年180人以上)		
31	「もばらで子育てガイドブック」の配布数	10,000部以上 (年2,000部以上)	36 子育て支援に関する情報提供	子育て支援課
32	ブックスタート手渡し率	100%		
33	延長保育の実施時間延長	1カ所	38 多様な働き方を支援するための保育サービスの拡充	子育て支援課
34	一時預かり実施場所の追加	1カ所		
35	病児病後児保育実施場所の追加	1カ所を検討		
36	学童保育の開設場所	19カ所	39 放課後等の子どもの居場所づくり	子育て支援課 生涯学習課
37	学童保育の児童数	延べ3,075人 (年615人)		
38	夏休み子ども教室の開設場所	7カ所		
39	公立幼稚園における預かり保育の人数	1日6～17人	40 公立幼稚園・保育所における子育て支援と地域開放の充実	子育て支援課 学校教育課
40	認知症サポーター養成講座受講者数	延べ2,000人以上 (年400人以上)	42 認知症高齢者と家族等への支援の充実	高齢者支援課

指 標 名		計画期間 (H28～32) における目標	具体的取り組み	担 当 課
41	女性の農業起業者数	5人以上	46 農業における女性グループ活動の支援と女性起業の育成	農政課
42	家族経営協定の新規締結数	5件以上	47 農業における家族経営協定締結の促進	農政課
43	茂原市長寿クラブ連合会の会員数	3,000人以上	48 高齢者の自主活動への支援	高齢者支援課
44	自主防災組織の新規設立	36団体以上	53 自主防災組織の育成	総務課
45	がん検診の受診率	50%以上	55 自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発	健康管理課
46	健康教室等の開催回数	550回以上 (年110回以上)	57 市民参加の健康づくりの推進	健康管理課
47	健康教室等の参加者数	延べ5,500人以上 (年1,100人以上)		
48	スポーツ・レクリエーション教室等の開催回数	700回以上 (年140回以上)	58 スポーツを通じての健康増進	体育課
49	スポーツ・レクリエーション教室等の参加者数	延べ40,000人以上 (年8,000人以上)		
50	母性健康管理指導事項連絡カードの対象妊婦への認知率	100%	59 勤労妊婦の母性健康管理対策の推進	健康管理課

参 考 资 料

参考資料

(1) 茂原市男女共同参画計画（第3次）の策定経過

- 平成 25 年 10 月 ○策定作業開始
- 12 月 ○市民アンケート調査の実施
- ・ 20 歳以上の市民 3,000 人を無作為抽出
- 平成 26 年 1 月～ ○市民アンケート調査の回収・集計・分析
- ・ 回収数 1,091 件
 - ・ 回収率 36.4%
- 3 月 ○市民アンケート調査の分析結果を公表（茂原市公式ホームページ）
- 11 月 ○計画策定に向けた講演会
- 「一人ひとりが大切にされる社会を作るために
～男女共同参画はなぜ必要なのか、DV の現状を見据えて～」
講師 川村学園女子大学教授 内海崎 貴子氏
(男女共同参画社会づくり推進委員会、事業担当課出席)
- 平成 27 年 1 月 ○全体説明会
- ・ 各担当課に原案の作成方法について説明
- 男女共同参画社会づくり推進委員会
- ・ 策定スケジュールについて説明
- 2 月 ○男女共同参画社会づくり推進協議会委員を公募（広報もばら、茂原市公式ホームページ）
- 4 月 ○男女共同参画社会づくり推進委員会
- ・ 3 部会に分かれ、平成 26 年度事業評価を実施
 - ・ 茂原市男女共同参画計画（第 3 次）策定について
- 第 1 回男女共同参画社会づくり推進協議会
- ・ 委嘱
 - ・ 平成 26 年度事業評価を実施
 - ・ 茂原市男女共同参画計画（第 3 次）策定について
- 5 月 ○男女共同参画社会づくり推進協議会班会議
- ・ 2 班に分かれ、平成 26 年度事業評価を実施
- 6 月 ○第 2 回男女共同参画社会づくり推進協議会
- ・ 平成 26 年度事業評価を実施
- 平成 26 年度事業評価報告書を市長に提出



- 計画策定に向けた講演会
「茂原市男女共同参画計画策定に向けて」
講師 国立女性教育会館客員 研究員 西山恵美子氏
(男女共同参画社会づくり推進委員会、男女共同参画社会づくり推進協議会、事業担当課出席)
- 8月 ○男女共同参画社会づくり推進委員会
 - ・策定要綱、策定体制、策定スケジュール等について説明
 - ・3班に分かれ、基本目標ごとに事業計画案について検討
- 第3回男女共同参画社会づくり推進協議会
 - ・茂原市男女共同参画計画(第3次)策定要綱、策定体制、策定スケジュール等について
 - ・第1章計画策定の背景、第2章計画の基本的考え方
- 9月 ○第4回男女共同参画社会づくり推進協議会
 - ・第1章計画策定の背景、第2章計画の基本的考え方、第3章施策の体系
- 男女共同参画社会づくり推進委員会
 - ・3班に分かれ、基本目標ごとに事業計画案について検討
- 10月 ○男女共同参画社会づくり推進委員会
 - ・3班に分かれ、基本目標ごとに事業計画案について検討
- 第5回男女共同参画社会づくり推進協議会
 - ・第3章施策の体系、第4章計画の内容
- 第6回男女共同参画社会づくり推進協議会
 - ・第3章施策の体系、第4章計画の内容
- 11月 ○茂原市議会議員全員協議会
 - ・第3次計画の策定状況について説明
- 平成28年 1月 ○茂原市男女共同参画計画(第3次)素案を決定
- 男女共同参画社会づくり推進協議会
 - ・施策への提言書を市長に提出
- パブリックコメント(市民意見募集)手続き
 - ・茂原市男女共同参画計画(第3次)素案に関する市民意見を募集
- 3月 ○茂原市男女共同参画計画(第3次)を決定

(2) 茂原市男女共同参画社会づくり施策への提言

茂原市長 田中豊彦 様

茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会
会長 大塚節子

茂原市男女共同参画社会づくり施策への提言

茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会では、平成27年4月1日に市長より委嘱を受け、合計9回の会議を開催し、「茂原市男女共同参画計画（第3次）」策定のため、市の各担当部署及び茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会とともに検討を重ねてまいりました。

本計画素案では、男女共同参画社会の実現に向けて5つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会づくりへの取り組みを示しています。

市長におかれましては、茂原市における男女共同参画社会の実現を目指し、各施策の執行に留意いただきますようここに提言いたします。

【基本目標】

- I 人権の尊重
- II あらゆる暴力の根絶
- III 様々な分野における男女共同参画
- IV ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- V 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり

■課題1 人権尊重意識の啓発について

すべての国民は法の下に平等であり、「人権の尊重」は、男女共同参画の根底をなす基本理念です。男女共同参画社会づくりを推進していくためには、男女を問わず個人の尊厳を重んじ、男女がともにひとりの人間として能力を発揮できるようにしていく必要があることから以下の点について提言します。

- セクハラ・パワハラ防止など人権を守るための研修については、特に管理職に理解してもらうことが重要となるため、継続的に開催するよう努められたい。
- 人権尊重意識を育むには、幼児期からの教育が重要であるため、保育士・教職員については常に人権尊重の意識を持って子どもと接するように努められたい。
- 保育士・教職員が男女平等意識を持つ必要があることから、男女共同参画の視点を取り入れた研修や講演会の継続的な実施に努められたい。

■課題2 あらゆる暴力の根絶について

暴力は、身体を傷つけるばかりでなく、個人の尊厳を踏みにじる決して許されない行為です。あらゆる暴力をなくすための啓発運動の推進を図るため、以下の点について提言します。

- 意識調査によると、DV被害を受けながらも相談先が分からない人がいるため、相談窓口のさらなる周知に努められたい。周知にあたってはより効果的な方法を検討されたい。
- DV被害者への対応については、加害者への情報漏えいの防止が最も重要となることから、関係部署・関係機関と連携して、情報管理を徹底するとともに、対応時のプライバシー保護、的確なニーズ把握等、被害者の立場に立った支援に努められたい。

■課題3 様々な分野における男女共同参画の推進について

男女共同参画社会を実現するためには、社会のあらゆる分野において男女が対等なパートナーとして活動に参画し、責任を共に担っていくことが重要です。様々な分野における方針や意思決定の過程において男女共同参画を推進する必要があることから、以下の点について提言します。

- 審議会等委員への女性参画がなかなか進まないことから、委員の選定方法について再度見直すとともに、さらなる女性の活用が促進されるよう努められたい。
- 広聴事業のあり方を見直し、性別に関わらず誰でも参加しやすく、市民のアイデアを市政に反映する機会となるような事業にしてもらいたい。
- 指導的地位につき活躍する女性を増やしていくために、能力開発のための研修を行うなど、管理職候補となる女性を計画的に育成してもらいたい。また、女性職員登用については、適切な数値目標を定め、実現に向け努められたい。
- 各事業所における女性管理職の登用については、ポジティブ・アクションの実行等を通じ、積極的に取り組むよう働きかけてもらいたい。

■課題4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進について

男女共同参画社会の実現のためには、家庭と労働の場において男女が対等なパートナーとして協力し合い、かつ責任を共に担っていくことが重要です。官民一体となってワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に取り組むことが必要であるため、以下の点について提言します。

- 子どもが小さいうちから夫婦で子育てをすることにより、男女がお互いを思いやり、協力する気持ちが育まれるため、妊娠期から出産・子育て期へ継続した支援

を行ってもらいたい。

- 女性の社会進出に伴い、育児・介護と仕事を両立できる環境整備が必要となるため、子育て支援及び介護支援の充実及び多様な働き方を支援する保育サービスの拡充に努められたい。
- 男性を中心とした長時間労働の削減など、働き方の改革に取り組み、男女ともに家事・育児・介護等と仕事を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進に努められたい。
- 市内事業所に対し、女性活躍推進法に基づきさらなる女性活用を推進するよう働きかけてもらいたい。

■課題5 男女がともにいきいきと活動できる環境づくりについて

男女共同参画社会の実現のためには、私たち一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らす環境づくりが必要なことから、以下の点について提言します。

- 東日本大震災においては、災害後の対応に女性の視点や参画が十分に確保されず不都合が生じた事例もあったため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立してもらいたい。
- 高齢社会を迎え、市民が自主的に健康管理を行っていく重要性が増すため、健康生活推進員の育成に努め、健康教室等を積極的に推進してもらいたい。
- 地域のボランティア団体など、これまで多く女性が担ってきた分野に対し、男性の参画が促進されるよう引き続き努められたい。

(3) 茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 茂原市男女共同参画計画（以下「計画」という。）の円滑な推進を図るため、茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の実施状況に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会づくり推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係諸団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 前項第4号に掲げる者は、公募により選考するものとする。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場

合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。ただし、委員が選任されて最初に行われる会議にあっては、市長がこれを招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会（平成27年4月22日現在・敬称略）

区 分	氏 名	選 出 団 体	役 職
市議会議員	初谷智津枝	市議会議員	
学識経験者	大塚 節子	ちば菜の花会	会 長
関 係 諸 団 体 の 代 表 者	神原 雅男	茂原商工会議所青年部	副会長
	及川 哲子	千葉県男女共同参画地域推進員（東上総地域）	
一 般 公 募	加藤 祐明		
	鈴木 時男		
	塚崎キミ子		
	森川 礼子		
	永沼 洋子		
	白土 和子		
アドバイザー	遠藤 恵子	城西国際大学ジェンダー・女性学研究所准教授	

(4) 茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会づくりに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会づくりに関する施策の調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会づくりに関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員16人以内で組織する。

- 2 委員は、茂原市職員のうちから市長が適当と認める者をもって充てる。
- 3 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 5 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 推進委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員が任命されて最初に行われる会議にあっては、企画政策課長の職にある者がこれを招集する。

- 2 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会（平成27年度）

氏名	所属		役職
沼 崇 之	総務部	経営改革課	副委員長
堺谷 純子		秘書広報課	
渡 部 薫	企画財政部	財政課	
丸 昌 紀		収税課	
石井 知恵	市民環境部	市民課	
武田 光佑		健康管理課	
横 山 宰	健康福祉部	高齢者支援課	
麻生 雅代		子育て支援課	
星野 寛仁	経済部	農政課	
金木 直美		商工観光課	
今井 由美	都市建設部	都市整備課	委員長
宮内 智之		下水道課	
東 間 諭	教育部	教育総務課	
久我 友紀子		学校教育課	
伊藤 聡美	議会・農業・選管・監査	会計課	
井上 一平		本納支所	

(5) 男女共同参画社会づくり推進施策の歩み（国際婦人年以降）

年	世界・国連、日本、千葉県、茂原市の動き	
1975年（昭和50年）	世界・国連 日本	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年（目標：平等、開発、平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）を開催 ・世界行動計画を採択 ・婦人問題企画推進本部を設置 ・婦人問題企画推進本部会議を開催
1976年（昭和51年）～ 1985年（昭和60年）	国連婦人の十年	
1976年（昭和51年）	日本 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・民法を一部改正 ・民生部内に婦人児童課を設置
1977年（昭和52年）	日本 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」を策定 ・「千葉県婦人問題行政連絡協議会」を設置
1978年（昭和53年）	千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し、「婦人班」を設置
1979年（昭和54年）	世界・国連 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」を採択 ・各支庁に婦人問題担当窓口を設置
1980年（昭和55年）	世界・国連 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）を開催 ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」を採択 ・婦人広報誌「ちばの婦人」を創刊
1981年（昭和56年）	日本 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」を策定 ・「千葉県婦人施策推進総合計画」を策定 ・「千葉県青少年婦人会館」を開館
1982年（昭和57年）	千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題推進のつどい」を開催
1984年（昭和59年）	茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・民生部婦人児童課を民生部児童家庭課に改組
1985年（昭和60年）	世界・国連 日本 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年最終年ナイロビ世界会議」を開催 ・（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 ・「国籍法」の改正 ・「男女雇用機会均等法」の公布 ・「女子差別撤廃条約」を批准 ・「婦人問題に関する意識調査」を実施 ・「千葉県婦人問題懇話会」を設置
1986年（昭和61年）	日本 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部を拡充し、構成を全省庁に拡大 ・婦人問題企画推進有識者会議を開催 ・「婦人フォーラム」県大会を開催 ・「千葉県婦人計画」策定
1987年（昭和62年）	日本	<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定
1988年（昭和63年）	千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際婦人フォーラム」を開催
1989年（平成元年）	世界・国連 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童の権利条約」を採択 ・「婦人問題に関する意識調査」を実施

年	世界・国連、日本、千葉県、茂原市の動き	
1990年（平成2年）	世界・国連 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択 ・青少年婦人課に「婦人政策室」を設置
1991年（平成3年）	日本 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」の公布 ・婦人問題担当大臣を任命 ・「さわやかちば女性プラン」を策定
1992年（平成4年）	千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」に変更
1993年（平成5年）	世界・国連 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権会議（ウィーン）を開催 ・「女性に対する暴力撤廃宣言」を採択 ・千葉県女性白書「ちば女性のすがた」を発行 ・「男女共同参加型社会に向けての県民意識調査」を実施
1994年（平成6年）	世界・国連 日本	<ul style="list-style-type: none"> ・国際人口・開発会議（カイロ）を開催 ・男女共同参画室を設置 ・男女共同参画審議会を設置（政令） ・男女共同参画推進本部を設置
1995年（平成7年）	世界・国連 日本 千葉県 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議（北京）を開催 ・「北京宣言及び行動綱領」を採択 ・「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化） ・第4回世界女性会議（NGOフォーラム）派遣事業を実施 ・民生部を健康福祉部に改組
1996年（平成8年）	日本 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）が発足 ・「男女共同参画2000年プラン」を策定 ・「ちば新時代女性プラン」を策定 ・さわやかちば県民プラザ（女性センター）を開館
1997年（平成9年）	日本	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会を設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」を改正 ・「介護保険法」を公布
1998年（平成10年）	千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」を実施
1999年（平成11年）	日本	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」を公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」を公布、試行
2000年（平成12年）	世界・国連 日本 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）を開催 ・「男女共同参画基本計画」を策定 ・「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組
2001年（平成13年）	日本 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議を設置 ・男女共同参画局を設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」を閣議決定 ・「千葉県男女共同参画計画」を策定

年	世界・国連、日本、千葉県、茂原市の動き	
	茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県男女共同参画白書「ちばデータでみる女と男」を発行 ・教育委員会および健康福祉部児童家庭課において取り組んできた女性施策を「男女共同参画施策」として企画財政部企画政策課に移管
2002年（平成14年）	日本 千葉県 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会を開催 ・女性サポートセンターを設置し、千葉県女性センターとともに配偶者暴力相談支援センターに指定 ・「茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会」を設置 ・「茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会」を設置 ・「茂原市男女共同参画社会づくりにむけての意識調査」を実施
2003年（平成15年）	日本 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部において「女性のチャレンジ支援策の推進について」を決定 ・男女共同参画社会の将来像検討会を開催 ・女子差別撤廃条約実施状況第4回・第5回報告の審議 ・「次世代育成支援対策推進法」を公布・施行 ・「少子化社会対策基本法」を公布・施行 ・「茂原市男女共同参画社会づくりにむけての意識調査」の結果を公表
2004年（平成16年）	日本 千葉県 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を改正 ・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」を実施 ・「茂原市男女共同参画計画」を策定
2005年（平成17年）	世界・国連 日本	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）を開催（ニューヨーク） ・「育児・介護休業法」を改正 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定
2006年（平成18年）	日本 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」を改正 ・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定 ・ちば県民共生センター、同東葛飾センターを開設 ・「千葉県男女共同参画基本計画（第2次）」を策定
2007年（平成19年）	日本	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」の一部改正を施行 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定
2008年（平成20年）	日本 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を改正 ・健康福祉部児童家庭課内に子育て支援室を設置 ・「茂原市男女共同参画社会づくりにむけての意識調査」を実施
2009年（平成21年）	日本 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」を改正 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議 ・「茂原市男女共同参画社会づくりにむけての意識調査」の結果を公表

年	世界・国連、日本、千葉県、茂原市の動き	
		<ul style="list-style-type: none"> ・「茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会」、「茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会」を組織改正
2010年（平成22年）	世界・国連 日本 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）を開催（ニューヨーク） ・政労使トップによる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の新たな合意 ・「男女共同参画基本計画（第3次）」を策定 ・「茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会」を設置 ・健康福祉部を福祉部に、児童家庭課を子育て支援課に改組
2011年（平成23年）	世界・国連 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）正式発足 ・「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第2次）～」を策定 ・男女共同参画社会づくり推進委員会による2次評価を試行実施
2012年（平成24年）	世界・国連 日本 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・第56回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」を採択 ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定 ・男女共同参画社会づくり推進委員会による2次評価を実施（毎年）
2013年（平成25年）	日本 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を改正 ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ ・「茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会」を設置 ・男女共同参画社会づくり推進協議会による外部評価を実施（毎年） ・「茂原市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」を実施
2014年（平成26年）	世界・国連 日本 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・第58回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」を採択 ・「日本再興戦略」を改定し「女性が輝く社会の実現」を掲げる ・「茂原市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」の結果を公表
2015年（平成27年）	世界・国連 日本 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」記念会合）を開催（ニューヨーク） ・第3回国連防災世界会議において「仙台防災枠組」を採択（仙台） ・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「男女共同参画基本計画（第4次）」を策定 ・企画政策課の「国際化推進係」を「男女共同・国際化係」に変更

(6) 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方

公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与

するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の

決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識

見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (省略)

(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

（平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号）

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出

をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

(以下省略)

(8) 女性の社会生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

（平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりや

むを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進について、の基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の

職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が

定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(以下省略)

男女ハートフル共生プラン

～茂原市男女共同参画計画（第3次）～

平成28年3月

発行 茂原市

お問い合わせ先 茂原市企画財政部企画政策課

TEL 0475-20-1516

FAX 0475-20-1603

E-mail kikaku2@city.mobara.chiba.jp

URL <http://www.city.mobara.chiba.jp/kikaku/>



男女共同参画
のシンボルマーク



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

ひとつ「働き方」を変えてみよう!



カエル! ジャパン
Change! JPN

ワーク・ライフ・バランスの
シンボルマーク

問い合わせ先

茂原市企画財政部企画政策課 TEL 0475-20-1516 FAX0475-20-1603
kikaku2@city.mobara.chiba.jp <http://www.city.mobara.chiba.jp/kikaku/>